

第5回 逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会－議事録－

日 時	令和5年8月18日(金) 14時～	
場 所	県庁別館2階第1会議室D	
出席者	経営管理部総務局長 経営管理部総務局参事 暮らし・環境部廃棄物リサイクル課長 暮らし・環境部盛土対策課長 経済産業部森林保全課長 交通基盤部砂防課長 交通基盤部土地対策課長	内藤 信一 清水 大全 片山 広文 望月 満 大川井 敏文 杉本 敏彦 福田 吉宏
議 事	・各法令に係る県の行政対応の事実関係等に関する意見交換③(土砂災害防止法、土採取等規制条例) ・各法令に係る県の行政対応に関する事実関係等の説明(廃掃法)	

1 開会 (14時開始)

2 議事項目(これより内藤総務局長が議事進行を務めた。)

- ・各法令に係る県の行政対応の事実関係等に関する意見交換③(土砂災害防止法、土採取等規制条例)
- ・各法令に係る県の行政対応に関する事実関係等の説明(廃掃法)

3 議事の内容

○内藤総務局長

ただ今から第5回逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会を開催します。

それでは早速協議に入ります。前回積み残している部分がありますので、引き続きです。今日、土砂災害防止法の関係について、また同じように意見を提出していただいた委員の方からその趣旨について御説明いただいて、杉本参事(砂防課長)の方からお答えいただくという形で意見交換を始めたいと思います。

それでは、意見提出委員の方、説明をお願いします。

○清水総務局参事

すいません、私から。まず土地改変行為の概要のところなんですけれども、土砂法につきましては、この検証については、指定手続きが適正に行われたかどうかというところになると思われるので、タイトル自体、土砂災害警戒区域等の概要のどこに警戒区域

等があるかを示すような、そんな形でいいのかなど。なので、①区域との関係ってというのは、特にこの部分には触れなくてもいいのかなと思ったので、ちょっと意見として書かさせていただきました。これはちょっとあくまでも意見なんで。

○杉本砂防課長

この場でそういうことで決まれば、そういう形で修正はしてまいります。

○清水総務局参事

あと、所管法令上の制度の概要というところなんですけども、ここも書きぶりについての意見というところなんですけど、まずタイトルについては土地改変行為はないので、警戒区域等の指定に関する制度の概要ぐらいでどうかなというふうに思いました。

あと、説明の中の1ポツ目の中にですね、警戒区域等特別警戒区域の説明を、あの、この①のところに、設定範囲ということで区域についての表があるんですけども、このイメージはこのパンフレットとかに書いてある、何かちょっとすごい字がちっちゃくて見えないですけど、土砂等の崩壊によって被害を受ける恐れのある区域ですとか、建物等が倒壊しそうかという、どういう区域なのかというところが分かるような表みたいのを入れた方が一般の人が読んだときに分かりがいいのかなというふうに思ったので、意見としてちょっとそのように入れさせていただきました。すいません。ここ全部意見ですからすいません。続き行かせていただきます。

今度2ポツ目の方なんですけれども、指定手続き等と住民への説明の部分とが一緒になって書かれてるような、手順として一緒になっているような気がしたので、指定手続きの手順と住民への周知のところについては別々な手順として書いた方が分かりやすいのかなというふうに思ったので、ちょっと意見として書かさせていただきました。あとは、指定の手続きの流れについては、砂防法するときにもちょっと意見としてお伝えをさせていただいたんですが、一連の流れを表の中に入れるようなですね、そんな形にした方が、見やすいかなというふうにちょっと思いました。

引き続きこれも意見ですが、3ポツ目の中に警戒避難体制の整備であるとか、宅地建物取引を受ける説明というような記述があるんですけども。ちょっと自分もイメージが湧かなかったりしたところがあるので、一般の人にも分かりをよくするためにですね、もう少し噛み砕いた表現が可能であればですね、そのような形にした方がいいのかなあと考えたものですから。

○内藤総務局長

これ3ポツ目ってどれですか。

○福田土地対策課長

2ページ目の上の方です。

○内藤総務局長

あ、これか。

○清水総務局参事

そうそう 12 ページの。

○杉本砂防課長

あの、要するに読む人にとって分かりやすい報告書にするっていうことから、多分、今話をしてくれていると思うんですけど、かたやあんまりちょっと外れちゃった言葉にすると、法の趣旨から外れた、法の意味からちょっと外れてしまうという恐れもあったりとかする恐れもあるので、その何だろう、これうちの法律、土砂法だけじゃないかもしれないですけど、要するに語句の説明みたいなのをですね、どこかで。

○清水総務局参事

下にとるのか、後ろにとるのか。

○杉本砂防課長

そうです。そうです。そういうふうにしてあげないと。作り方なんでしょうけど、作り方はその辺統一感を持ってやるようにすればいいのかなと思いますので。ですから今の言ってる1ポツ目もそうでしょうけども、同じですよ。

○内藤総務局長

ちなみに2ポツ目は、これ大丈夫なんですか。これ、別々にできるんですか。これ一体のような気がするんですけど。

○清水総務局参事

手続きの中に入ってくるのかもしれないですけど。

○内藤総務局長

指定手続と住民への周知は別々になっていうふうな清水さんの意見なんですけど、指定と周知ってのはもう一連の手続きではないのかなと思ったんですけど、違うのかな。

○松村砂防課傾斜地保全班長

よろしいでしょうか。一応、法律上の手続きですと、指定までというと法の第79条って書いてある④までのことをいっていて、純粹にその区域を指定するところまでの事務手続きになって、⑤についてはその指定された区域に対する義務的な内容が書かれているので、1から4までを指定の流れとして書き、5は指定された土地に対する発生した義務とか手続きになるので、そこだけ分けることができると思いますが。

○内藤総務局長

そこを分ける必要があるのかなって思ったんですけどね。分けた方が分かりやすいですか。

○清水総務局参事

自分はそう思っただけなんですけど。でも1個だけしかないから。

○杉本砂防課長

なんで、最終的には④番と⑤番が目的というか最終目的になってくると思うんですね。だから一連の流れっていえば一連の流れにはなるんですけど。指定されればこういう義務が発生しますよというところで⑤番があるので。

○内藤総務局長

手続きの流れについて砂防法と同じように表にしたらどうかってところが、この表か。砂防法は確かに表になってますね。

○清水総務局参事

そうです。砂防のときに、こういうあれを入れさせていただいたんですけど、同じような感じにできるかなって思ったので。

○杉本砂防課長

ちょっと検討しますが、このままかも知れないし。

○清水総務局参事

ちょっと他との並びも考えて。

○杉本砂防課長

そういう意見があったということで検討します。

○清水総務局参事

はい。お願いします。次の最初の方の1ポツ目はちょっと、もう書いてあるなって思ってますね、これ基礎調査から、2ポツ目の具体的手続き①から④のことですもんね。この2ポツ目がこの基礎調査っていうのは具体的に何をするかっていうのが分かった方がいいのかなってちょっと思ったものですから。

○杉本砂防課長

はい。分かりました。

○清水総務局参事

あとこれはちょっと後ろの方にもちょっと関係してくる部分があるんですけども、警戒区域の指定についてですね、基礎調査を始めてから指定するまで、一般的なのがあるいは平均でなのにかちょっとあれなんですけれども、大体通常はこれぐらいの時間がかかるみたいなのですね、もし示すことが可能であれば、あった方が。そうすれば、この逢初川の指定が早かったのか遅かったのかっていうのが単純に比較できるなっていうようなところもあるかなと。確か後ろの方で、他に比べて格別遅いわげじゃないみたいなことが書いてあったかと思うんですけども。それを一般的なものがあって、それと比較すればそういうわけじゃないんだなっていうことが分かるかなと思うので。

○杉本砂防課長

この2ボツ目はね、それは考えますが。あと、3ボツ目の時間の話なんですけど、今回のこの時間っていう考え方が、基礎調査をしてから指定するまでの間の時間をいっているのか、あるいは土砂法がね、できてから指定するまでの間のことをいっているのか、それによって書きっぷりが色々変わってくるんですね。で、ちょっと、うちのこの文書の中でも両方の意味合いで取った書きっぷりをしているところがあって、ちょっとその辺はこの委員会の中で議論した中でどちらに統一するかっていうの決めたいなと思ってますけど、今清水さんの話でいっているこの時間というのは、平均でどのぐらいの時間を要してるかっていうのは、どの意味合いのことですか。

○清水総務局参事

イメージは、自分はこの特別委員会がいつてるのは、その基礎調査を始めてから指定までの間に時間がかかりすぎじゃないかっていうふうにこういつてるのかなあと思ったので、その土砂法が出てから、県内の体制を整えるまでは、あまりその特別委員会の提言等と見たときには、そこの部分っていうのは、何か議論の対象にされていないのかなというふうに思ったので、基礎調査が始まってから指定されるまでの間っていう、この時間がどのぐらいかっていうイメージです。

○杉本砂防課長

はい。今言ったそこでいう時間というのは、正直いつて把握はできてないです。で、把握、どのぐらいでできるかなんていう、本当にできるかなんていうところもあるんですけど、当然ながらですね、その法律が出てから、最初の頃の基礎調査から指定するときの時間ともう最後の方になって、もうある程度、そのやり方が。

○清水総務局参事

こなれてきてですよ。

○杉本砂防課長

そうそうそうそう。最初はどっちかという、試行錯誤でやりながら全国の状況とか、

国に確認しながらとか色々こうやってた時期と比べて、後になれば、当然ながら。今であれば、大体イメージは基礎調査を1年目にやって、2年目に指定するっていうかね、2年くらい長くても3年とか、エリアにもよるんですがね、大体そのようなイメージで、基礎調査の翌年には指定をするっていうような形で、最終的にはなってきたので。なかなかね、どこの時期に今回の分が当たるかによってですね、ちょっと時間がこう、だいぶ変わってくるかなと。

○清水総務局参事

ちなみにあれですか逢初川と同じぐらいのタイミングで、指定ってのは何だろう。県内重なってされるのか、それとも1個1個やって、一つずつやってくのかちょっと分かってないんですけど、逢初川と同じぐらいのタイミングで、逢初川とその前後3年とかそこら辺で指定されたについては、基礎調査から指定まで、どれぐらいだったとか。何か、もしさっきみたいにその制度ができた当時とこなれてきた形では、そこでやっぱり、時間的な差があるってことであれば、その近いとこで比べたりとかってというのが、なんか一番やりやすいかなっていう気もしたんで。今勝手に思いつきで言っただけなんですけど。

○杉本砂防課長

ちょっと、できるかどうか、今この場で分かりましたと言えない部分があるんですけど。ちょっと持ち帰ります。

○清水総務局参事

分かりました。

○杉本砂防課長

ちなみに、お手元の資料のインデックス 12 のところに表があって、一応この基礎調査が左側にあるんですけどね。右側が区域指定ということなんです。で、一応こういう形でこの熱海土木事務所管内はこういう形で指定を進めていきましたっていうところがあります。ちなみに、逢初川は平成 23 年度に指定をしてるので、伊豆山の(7)が該当してくる。土石流の。で、基礎調査は左側の表でいうと、平成 17 年にやってる伊豆山の(4)というこの中に入ってきている。

○松村砂防課傾斜地保全班長

はい。これ、括弧はやった数字になるので、基礎調査で平成 17 年に4件、19 年に1件、23 年に2件で計7件やったものが指定のところ、平成 23 年に7件やっています。なので恐らくこの平成 15 年の下多賀で3件調査してるんですけど、それがどこに適合するか分からないんですけど、平成 17 年に1件、18 年・19 年に1件、で、20 年に3件やってるんですけど、17 年にやった3件とも多分重なってくるので、紐解いてみるにはかなり時間がかかるんじゃないかと思いますが。

○杉本砂防課長

ちょっと簡単にはなんか・・・。

○清水総務局参事

かなり手間になる可能性がありますね。

○松村砂防課傾斜地保全班長

ただこれ、熱海市だけの話でもこれだけ時間が。元々これも多分相当苦勞して作ったと思うんですが、その辺をさらに踏み込んでやっていくと更に時間がかかりますし、熱海以外がどうだったんだって言われると、かなりの作業量になると思います。

○杉本砂防課長

ちょっとこれもちよっと持ち帰りますが、かなり厳しい。

○清水総務局参事

なんかあんまり、ものすごい時間がかかっちゃうってのもなんか、ちょっと違うかなって気が。

○内藤総務局長

ただ、言われてるのは時間がかかりすぎてるよということですよ。

○杉本砂防課長

分かりました。同じ平成17年にやった、他の土木事務所の案件とかを調べてみてどうかっていうのもあるでしょうし。ちょっとその辺中々難しいんだよな。後から出てくるんですけど、指定は地区単位でやってくんですね。ここだったら伊豆山地区である程度終わってから、自主防災単位でこうやっていく形になってくるので、防災単位で考えたときに、そこに関わる危険渓流とかが何渓流あるかによって全く色々変わってくると思うので。ちょっと伊豆山はかなり、色々な渓流が入り込んでいるところが、ちょっと他とは違うところがあるのかも知れないですけど。

○内藤総務局長

それ、まさに、そういうのを出して行って他とこういふふう違うから、これだけ時間かかるのはまあ妥当であるって言えるのかなと思うんですけど。

○望月盛土対策課長

ちょっと初歩的な質問なんですけど、今回遅れた、時間がかかったことで何か影響があったんですか。

○杉本砂防課長

警戒避難体制が遅れたっていうか。実際に23年に指定したじゃないですか。だから、そこから一応義務があるじゃないですか。指定すれば警戒避難体制を整備しなくちゃいけないっていうことが生まれてくるので、だからその取組が遅れてるっていう。

○望月盛土対策課長

避難体制を構築していなかったってことですか。市が。あくまで指定は県で、その後の避難体制の構築っていうのは市。で、市が何もやってなかったってことですか。

○杉本砂防課長

何もやってなかったっていうか。俗に言うハザードマップの作成・配布っていうのが…

○望月盛土対策課長

やってなかったんですか。

○松村砂防課傾斜地保全班長

ハザードマップの配布は、確か年表にも土砂法の資料にもありますが2016年ですね。で、土砂災害防止法の区域指定をすると、区域自体の明示が明確化される、どこまでが被害が及ぶおそれがあるかっていうことで区域が明示されるという点では、そういう区域が明らかになったものが、ハザードマップとして配布物になって配られたのが2016年にはなりません。ただ、ここがその区域指定をする前に、土砂災害の危険渓流であるっていう、こういった指定をする対象となるような土砂災害危険渓流であるっていうようなお知らせがどこまでできたかにもよるんでしょうけども、そういう危ない渓流があるよっていうことは、多かれ少なかれ、何かしらに危険箇所の周知みたいなものはされていた可能性はあるかも知れないですが、そこは詳しくは調べてはいませんが、通常ですと、市の地域防災計画の中で、例えば風水害対応の中に、そういう土石流危険渓流においては警戒避難を促すとか、そういうようなのが一文書かれているかもしれないです。もっと昔から。昔に書かれているかも知れませんが、それはじゃあ具体的にどこのどのエリアを指すっていう話になってくると、土砂災害警戒区域の指定に至ってない箇所では、どこまでが危ないエリアでどう避難するのかっていうところまで具体化されていないっていうことはあり得ます。ちょっとそこは詳しく調べないと分からないかも知れないです。調べても分からないかも知れないです。

○望月盛土対策課長

■■■■の質問の趣旨がよく分からないんだけど、土砂警の指定が遅れたことによって被害を拡大したとか、そういうことじゃなくて、避難体制の構築が遅れたとか、そこら辺がよく分からないんですよ。遅れたから何が問題っていうのが一つ。住民に対して情報周知が遅れ、それによって遅れたのかとか。いわゆる規制、土砂警が遅れたことによって、その下流のところに規制が、指定が遅くなっちゃって、そこに家が乱立してしまったと。で、

被害拡大したりとか。そこら辺が明確に読み取れないのでね、何が問題なのかなど。確かに遅れたことは確かに行政として好ましくないんだろうけれども。ソフト的な話だよ。土砂警って。

○杉本砂防課長

そうですね。開発を抑制する話じゃないですからね。

○望月盛土対策課長

だから、そこにお住まいの方はもしかしたら被害が及ぶかも知れないから逃げてくださいとかそういうソフト的な話ですよ。

○杉本砂防課長

うん。そう。

○内藤総務局長

これ、開発の規制がかかるのってそのエリアにかかるんですよ。

○望月盛土対策課長

規制はかからない。ただ、特別警戒区域はかかる。

○杉本砂防課長

そう。特別警戒区域はかかる。

○内藤総務局長

元々の資料の1ページの2の1ポツ目の2行目のところに著しい土砂災害が発生するおそれのある土地の区域において一定の開発行為の制限を行うものってある。これは土砂災害特別警戒区域で制限がかかるってことですか。

○杉本砂防課長

はい。

○大川井森林保全課長

でもそれって、レッドの中で新しくそこに家を建てたりとかね、そういうときは危険を解消しなきゃ建てちゃ駄目よって話ですよ。

○内藤総務局長

そう。制限がかかるわけじゃないんですよ。上の方は。

○杉本砂防課長

そう。

○内藤総務局長

そういう意味では、XXXXXXXXXXは誤解されてるのかなって。

○清水総務局参事

誤解がもしかしたらあるのかも知れない。

○望月盛土対策課長

恐らくこれは土砂警の法律を早く指定していれば、被害の拡大を抑止できたとか、抑制できたとか、そういうことができたと事を考えているんじゃないかと思うんだけど、そうじゃないんだと思っているんですよ。一応早く指定すれば、早く情報を住民に対して周知する機会が増えて、何かあったときには避難を促進させましょうということをもっていけるんだけど、防止ができてない、できないと思っているんですよ。

○杉本砂防課長

防止って開発のことですか。

○望月盛土対策課長

開発の。

○杉本砂防課長

うん。

○望月盛土対策課長

そう。だから、単純に何で静岡県が遅かった、熱海が遅かったっていう議論よりも、何でそれを早く周知して、避難をさせることが重要。まあ、土砂警っていうようないわゆるソフト的な法律を住民に周知できなかった。で、今後周知するように努めていくとか、そっちの方が重要じゃないかなと思うんだけど。

○内藤総務局長

それをまさに(2)の項目でやろうとしているんですよ。

○杉本砂防課長

それは(2)の住民への周知ってところになってるんで。

○内藤総務局長

本当は特別委員会から言われたのは(1)だけなんですよね。だけどそれはおっしゃる

とおり、あんまり意味がないので、だけど、言われてるからやらなきゃいけないくて、そこらへんも。ただ本当に意味があるのは(2)のところであって、そこをやっていくということですね。

○杉本砂防課長

今ちょっと言った、警戒、ハザードマップについては、ここで書いてあるように2016年の3月に公表してるんですね。これは土砂法に基づくハザードマップの公表ということなんですけども、実際にはですね、平成の10年代に、熱海市の方では、どこに危険箇所があるかっていうところの、その防災情報のマップはですね、配ってるんですね。で、一応どこに危険渓流があつてとか、どこに崖があるかとか、そういうところの情報提供は、もう一応終わってるっていうとおかしいけど、皆さんには示してはいる。

○内藤総務局長

それは、ここには書いてはいないってことですか。

○杉本砂防課長

うん。これはあくまでも土砂法の関係のみしか書いてないので、そういうことは、特に言い訳になっちゃう部分もあるのかも知れないけど、そこまで書いてないんですよ。だから、事実関係でもし書くとするならば、そういうのが、場合によっては時系列のところに書いてもいいのかも知れないですけど。

○内藤総務局長

どんな形にせよ周知がされているのであれば。

○杉本砂防課長

一応、周知はされてる。ただ本当に1000分の1、2500分の1くらいかな。それぐらいの地図に危険渓流が線で書いてあって、氾濫するところはこういうような扇状になってるよって、そういうのを示してるんですよ。だから、本当にあくまでも国土地理院の2万5000分の地図とかを基にして作ったエリアの絵になってくるので、かなり精度的には落ちる。今のこの土砂法と比べれば、大雑把なエリア設定になってるんですけども、でもここにはこういうような危険渓流があるよ。危険性がありますよっていうところの周知はですね、そういうことで平成10年代には取組としてはやっております。すいません、今はどっちかという時間の方の話になっていきますけど。

○清水総務局参事

すいません。引き続き3番の方で、これもあの、こういう書きぶりをしてはどうでしょうかっていうだけのところが多いんですけども。まず、タイトルについては、ここに書いてあるとおり、警戒区域等の指定に係る事実関係等の、事実関係の整理みたいな感じにしたらどうかないうふうに思いました。そうすれば1ポツ目とか2ポツ目もですね、記載しな

くてもいいのかなというふうに思ったものですから、これはちょっと意見としてであります。それと、①から③、土砂法の制定だとか施行、あと国が示した指針の関係がですね、事実として書かれてるんですけども、これについても砂防法の関係のときもそうだったかと思うんですけども、制度概要の方にですね、土砂災害警戒区域の指定の運営に関する法令とか運用に関する指針というような形でですね、肝になる部分も記載しつつですね、概要っていう方で記載してもいいのかなというふうに思ったものですから、そのようにちょっと意見として書かさせていただきました。

○杉本砂防課長

この辺は砂防法とちょっと調整、同じような表現方法にと考えています。

○清水総務局参事

はい。ページが変わって。あと手引きだとか基本計画だとか、実施計画っていうところも、年表の中ではなくて、その事実関係の冒頭の方にですね、土砂法を公平適切に運用するために、県が作成した指針なり手引きというようなところでですね、その概要も入れつつですね、記載したらどうかなあというふうにちょっと思ったので、そのように書かせていただきました。あと、次のポツが実施計画の方の内容で、なぜ自主防災会単位での指定をするのかとかですね、そこら辺の考え方も入れつつですね、もう少しちょっと具体的な説明があった方が、ちょっとわかりやすいのかなと思ったので、これは⑦の部分なんですけれども。あと同じく⑦ですね、これ、中道町っていうんですか、これ。中道町自主防災会、逢初川他っていう書いてあるんですけど。あの、これだけ見るとその自主防災会単位っていうふうに思っこの逢初川中道町自主防災会っていうふうに見ちゃうと、この中道の自主防災会でできたんじゃないのみたいなですね、そういうちょっと見えちゃうかなというふうに思ったので、そうじゃないよってことがちょっと分かるような、さっきの実施計画の説明の中でそれが分かればいいとは思んですけども。そういうふうにした方がいいのかなというふうに、ちょっと思いました。

あと、次のポツが基礎調査のところですね、2005年の次が2007年、その次が2011年という形になって、この年表だけ見ると、基礎調査が2007年から11年まで継続していたのか、それとも単年度で終わってるのか、そこら辺がちょっとよく分からないので、そのあたりが分かればなあというところで、ちょっと書かさせていただきました。基礎調査は基本的には1年で終わるっていう感じなんですかね。そうか、さっきの一覧表の通りなんですよね。地区ごとというか、分けて、3年度に分けてやってるっていう、そういうことでいいんですよね。

○杉本砂防課長

正直言って、この辺確かに、例えば伊豆山とか、さっきの12ページ、インデックス12を見ていただくとおり、平成17、19、23とかやってるんですけど、伊豆山地区をまとめて1年でぽっとやれなかった理由がなんかあるのかなとかね。予算的な問題とか、あるいは、もうこの溪流については、何か地元等の何か理由があって入れなかったとか、何

か色々問題があったのかもしれないですけど。単純に伊豆山地区だけ先にまとめて「ぼっ」ってなぜできなかったのかなとか、そういう話があるんですけど。正直いって、そこら辺聞いてもちょっと分からなかったという。

○清水総務局参事

計画だと思うんで、本当 2008 年度までに全部やるっていうような計画になってたんですか。

○杉本砂防課長

そうですね。計画はね。

○内藤総務局長

当時いた方に聞いてもらったけど分からなかったっていうことですか。

○杉本砂防課長

そうですね。聞いたんでしたか。

○松村砂防課傾斜地保全班長

多分、分からないですね。一応、多分ヒアリング結果とかそういう形になってはいないんです。今の現状の御担当の方に、前任、前々任に芋づる式に聞いていただきながらしておりますが、当時何か色々、恐らくやはり予算的な課題であるとか、色んな理由があって、その年その年の調査する範囲を決めているんでしょうけれども、それを何か記録が残っていないので、分からないです。

○杉本砂防課長

ここはある意味、ちょっと重要なポイントかも知れないので、今のこの 28 ページのところの4ポツ目、④～⑩までの4ポツ目のここは、ちょっともう一度、当時の担当者も含めて確認します。

○内藤総務局長

はい、お願いします。

○杉本砂防課長

あと、それ以外のところの、この自主防災会単位だとかどうとかっていうのは、別添6、インデックスの6のところ、第5回の委員会の資料の中にですね、14 ページの2枚目のところに 14 ページがあって、実施計画の概要のところ、優先度の高い危険箇所が多い自主防災会単位で実施計画を策定すると書いてあります。そういうような形で、謳われているので、その辺をちょっと引用しながら、もう少し記載方法を工夫したと思います。

○清水総務局参事

きっと避難したりだとか多分そういうのがつきまとうからそういう防災組織ごとにとかっていう、そういうのがあるんですかね。

次に⑧中に、これどこを見ればいいかっていうだけなんですけれども、あの2ポツ目と3ポツ目に堆積している土砂が2,100いくつとか、あとは943とかってあるんですが、これってどこかを見れば分かるんですか。

○杉本砂防課長

インデックスの13。これが、基礎調査の区域調書って基礎調査をやったときに、こういうような資料が1溪流当たりに出てくるんですね。その中に、9枚ほど行ったところに、土石流区域調書っていうのがあって、溪流番号って書いてあるその下のところにB1って書いてあると思うんですけど、これが砂防堰堤の今の状況が書いてあって、ずっと下の方見てってもらうと、施設効果量っていうのが、4,200とかって出ているのがわかりますか。9ページ。あ、ごめんなさい9枚目です。

○清水総務局参事

13の9枚目ですよ。

○杉本砂防課長

そこのところに数字がいっぱい書いてあるところがあると思うんですけど、下の方に、施設効果量で4,200って書いてある。で、ちなみにそこの備考のところに満砂って書いてあるじゃないですか。これ満砂じゃないんですよ、実は。これはちょっと担当のコンサルにも確認して、これ記載ミスですっていう話があった。

○清水総務局参事

これは、いっぱいになった場合、4,200 捕捉できるってそういうことですか。マックス(最大)で4,200っていう、そういうことですか。

○杉本砂防課長

ここは、今貯められる面積でいいんだよね。

○松村砂防課傾斜地保全班長

確か、空容量ではなくて、あの効果容量で測っていたと思うんですが。

○杉本砂防課長

なので、少し堆砂していれば、その分減額されるんだよね。

○松村砂防課傾斜地保全班長

そうです。この表のですね、実はこの上にですね、貯砂量8,000、捕捉量4,000、発

生抑制量 2,200 っていうふうに書いてあるんですけども、砂防ダムができて全く空の状態だと、自然に土砂が、土砂災害じゃなくても自然に土砂がたまって、いつか満タンひたひたになってしまうんですが、フルにたまる、何事もなくていうか大災害がなくてもいつかたまってしまう量が 8,000 で、そうすると 8,000 たまったところにすごく平たい土地ができるんですが、その平たい土地に、本来土石流が起こったときに平場になるので、土砂がたまると、そこが 4,000 です。

○片山廃棄物リサイクル課長

砂防ダムってたまるってことがいいことなんですよね。確か。勾配が緩くなるということ。

○杉本砂防課長

そうそうそう。緩くなることによって、そこでスピードが落ちるので、土砂がたまる。

○松村砂防課傾斜地保全班長

あの、スライスした縦断面図で、ここにダムができるとこういう危険な溪流のところに作る訳ですけども、裏が全くいくらでもたまる状態になっていて、これが日々発生する土砂があると、これっていつかたまっちゃうことになるので、この部分っていうのは、災害じゃなくても自然にたまってしまう量ということで、ここは効果としては見込まない。

○清水総務局参事

そうなんですか。

○松村砂防課傾斜地保全班長

ただ、そうすることによって、今までこういう急な溪流がですね、自然にたまるというか、比較的平坦な土地になるので、そのときに上流から土砂が来たときに、平らとなったところを少し傾斜がつきながらたまる。ここが一応 4,000。あと、ここに少しこう、土砂が覆い被さるところが見えるんですが、ここが逆に土砂にこういうふう覆われることでここから出てくる土砂は逆になくなると。これの良く成分として 200。で、その調書にある 8,000 っていうのは、ここに平常時からたまってしまおう 8,000 という数字です。なので、ここまで含めれば相当な量はたまるんでしょうけど、ここは効果としては見込まないとして 4,000 は少なくともたまるし、この 4,000 がたまることによって 200 も発生を抑えられるということで、これとこれを足して 4,200 溜まる効果が出ますという計算をしています。

○望月盛土対策課長

今は、背後の土砂を撤去しているじゃないですか。どこまで撤去してるんですか。

○松村砂防課傾斜地保全班長

今はだいぶ考えが変わっていて、昔はこれってもう自然とたまたまらそのままにしますという考えだったんですが、今は管理していこうということになって、たまれば、ここはいつか土砂を撤去しますっていうようなそういう管理型の砂防堰堤になれば、ここの効果量を一応見込んでいたりとか、あるいは、ここを今真正面から見ると、清水さん言われたように、人の顔みたいなどころなんですけど、今こういうタイプじゃなくて、スリットっていう、ここが普段から空いてるタイプがあると、そうすると今度ここもまた、自然とこう、普段はたまらないっていう堰堤なのみたいな、ちょっと施設のタイプによって効果の見方はちょっと変わるんですが。今の、ああいう完全に塞いでいるような堰堤だと、空き容量の部分は一応カウントしないで、しかもその管理しないっていうことで、そのまま埋まるに任せてるっていう、上のこの分しか見ないということで計算はしています。

○清水総務局参事

8,000 が埋まっても砂防堰堤としての効果はまだフルで残っているというか、そういうパターンですか。

○松村砂防課傾斜地保全班長

そうですね。

○望月盛土対策課長

直轄は 10,800m³だけか。

○松村砂防課傾斜地保全班長

そこは新しくできたところなんでちょっと分からない。

○望月盛土対策課長

分からないですか。

○松村砂防課傾斜地保全班長

今年から来てるので分からないですけど。

○杉本砂防課長

10,800 です。

○片山廃棄物リサイクル課長

それはね、上だけですか。このポケットの堰堤ですか。

○松村砂防課傾斜地保全班長

そこスリットになっているんですけどか。

○杉本砂防課長

スリットじゃない。

○松村砂防課傾斜地保全班長

クローズで常に管理するっていうタイプだったらここもみれる感じですけど、ちょっと、どうなってるか計算見てないんで。すみません。

○杉本砂防課長

後から、その辺はまた確認して、またお送りしますが。

○片山廃棄物リサイクル課長

この満砂っていう言葉は正しいですか？

○杉本砂防課長

正しくはない。実際 8,000 って書いてあったところが、全てポケット量が空いてたって。どっかの新聞社もいってたけど、埋まってたんじゃないかって、埋まった恐れがあるって話だったけど、あの点群データ、3次元の点群データが、発生する前の年にやったデータからいうと、たまってなかったっていう結果が出てるので、災害が発生する前は、その貯砂はほとんどたまってなかった。

○清水総務局参事

でも、たまってたとしても、別に問題はないってことなんですよ。

○杉本砂防課長

問題はない。だからより、一度にたまる量は多かったという。今のその計算でいうと 12,000 ぐらいはたまってもいいような。

○福田土地対策課長

だけど1回貯まった状態だから、上を受け止められるのであって、いっぺんに 12,000 流れてきたら、上のものは流れていっちゃうんじゃないんですか、そのまま下に。

○松村砂防課傾斜地保全班長

土砂の、いわゆる土石流っていうものの、どろどろしたやつが流れてくる、堆積する、たまる勾配は普通は。

○杉本砂防課長

2分の1、急流勾配は3分の2とか。河床勾配の2分の1とかね。

○福田土地対策課長

流れてはいかないんだね。

○杉本砂防課長

もう一つその今言った、これは基礎調査の考え方であって、突っ込んでまた、砂防堰堤の設計の時の土砂収支の考え方、またちょっと別の考え方もあるんで。その辺はちょっと。

○清水総務局参事

でも絶対、普通の人は埋まったら、もう使いものにならないと思ってると思います。

○杉本砂防課長

で、あともう一つの数字は、今のところの、その次のページのところに、土石流区域調書っていうのがあると思うんですね。そのこのところの、ちょうど一番下のところ、浸食可能土砂量 943 が 1,000 って書いてある。その 943 っていうのが、その値になっています。要するに、1,000 立方メートル以下は、1,000 立方メートルにまとめるっていうような、そういうルールがあるんで、こういうような表記してるんですけど、943 っていうのが具体的な数字です。で、さっき 4,200、この資料の右側のところにですね、対策施設総効果量を 4,200 立方メートル。これは砂防堰堤一基で 4,200 立方メートルのための効果がありますよっていうことですね。

○杉本砂防課長

で、左側のところに想定区間番号A、その下の表がB、その下がCって書いてあると思うんですけど、それが、さっきの表の1個前のところに、流域図があると思うんですけど、ここでいう想定区間Aっていうのは、このAって書いてあるこの溪流のことです。

○杉本砂防課長

これがA、B、C。

○杉本砂防課長

そのこの溪流から流れてくる土砂っていうのが、Aであれば 2,046、Bであれば 2,129、Cであれば 943 ということなんですね。それに対して右側の所のさっきの堰堤が 4,200 立法メートルためることができると、それが流れてきても…

○清水総務局参事

AとBは抑えられる。

○杉本砂防課長

そうそう。

○杉本砂防課長

Cは堰堤よりも下の沢なので、それが出てきますよ。で、その土砂によって、さっきいった、土砂災害特別警戒区域か。

○内藤総務局長

そこもうちょっと5ミリぐらい右側に作ればいいのかと思っちゃうんですけど。

○杉本砂防課長

それは多分色々問題があってそこを作れなかったのかなと思うんですけどね。ということ。

○清水総務局参事

分かりました。ありがとうございます。砂防ダムの、あの効果量を今、初めて測り方が。埋まったら駄目だと思ってたんで。ありがとうございます。

次のこの14番のところは単純に告示をするんですけど、その告示っていうのが、その効力発生要件なのか、それとも単なる周知の位置付けなのかっていう、そこだけちょっと参考までに分かればなと思ったので、書いた次第です。

○杉本砂防課長

先ほどもちょっと話しましたが、この告示をもってこの法律に基づく義務が生まれるので、さっきいった警戒避難体制の整備とか、特別警戒区域であれば、開発行為の規制とかっていうのが、そういう時点から発生するということになります。

○清水総務局参事

やっぱこういう発生要件みたいな感じなんですね。

○杉本砂防課長

そうです。

○清水総務局参事

分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○内藤総務局長

それじゃ、4番目の最初のところ、私でしょうか。

○清水総務局参事

これ多分そうです。これ自分のものの上にあるので。

○内藤総務局長

すみません、7 ページ 11 行目。県や市が行ってきた住民への周知啓発は指定区域に関する一般的な事項にとどまっていたと推測され、当該溪流上流域で行われた地形改変の情報や当該行為による被害のおそれ等の周知を行っていた事実は認められなかった。単純にそれはなぜなのかっていうことなんですけども。

○杉本砂防課長

これはもう、推測になるんですけれども、この土砂法っていうのが、基本的には砂防法と同じで自然現象を対象にしたものであるもので、盛土という人工構造物については、その先ほどの表に出てくるように、溪流にたまった土砂が流れてくるってことを想定しているので、盛土みたいな人工構造物からの土砂っていうのは特に考慮してないと。そういうこともあって、盛土についての情報提供っていうのはしていなかったのかなというところも考えられます。

○内藤総務局長

ということは、知らなかったわけじゃなくて知ってたんだけど、それは土砂法の範疇ではないということ。

○杉本砂防課長

で、あと皆さん、分かってるかも知れないですけど、熱海土木事務所のその土砂法を担当している課が企画検査課なんですね。その方が中心になって色々やっていたんですけど。かたや盛土とか、そういう今回のこの一連の開発行為についての担当というのは都市計画法を所管をしている所がやっていた。なので、都市計画課でいいんだよね。

○福田土地対策課長

そうですね。

○杉本砂防課長

都市計画がやっていたっていうことで、そこの企画と都市計画課、企画といっても砂防担当の者が、そこら辺の情報をどのくらい把握してたのかとか、そこら辺を結びつける担当の上の者が、その辺についての調整をやっていたのかどうかっていうところがちょっと分からないんですけども。一応その所管が違ったことによって、特にそういう認識がなかったという考え方もあると思うんですけど、その辺は、あくまでも推測です。

○内藤総務局長

確かに、企画検査の人は都市開発のことは知らない。都市計画の人は逆に土砂災害の区域指定のことなんかは知らないわけですよ。

○杉本砂防課長

どっかの文書にもあったんですけど、伊豆山港に土砂が出たときの打合せの中で、熱海市の都市計画課の方が言った言葉が、行政資料っていうか、打合せ簿として残ってる中に、色んな法律をやっても中々難しいね。あとは土砂災害防止法も、関係してくるけど、それをかけたとしても、止まるかどうかは分からないっていうようなことが、そういう文章が一文あるんですけども、一応都市計画課としてはそういう法律があるっていうことは承知していたと思われるんですけど。だから、先ほどから出てる土砂法の本来の趣旨をちょっと履き違えた認識で、都市計画課の方はいた。要するに、土砂法を指定すれば、開発行為を抑えることができるっていうような認識でのちょっと文章にも読み取れるので、ちょっとそこら辺は、そういう法律があるっていうことは認識していたんだけど、その法令の趣旨的なものはちょっと、ちょっとどこまで理解していたのかなというのはあります。

○内藤総務局長

理解できていなかったんでしょうね。

○杉本砂防課長

で、事務所内のそこら辺の情報交換というのがどこまでできていたのかっていうところは、その辺は前の行政手続きの方の元々の検証委員会の中でも、そこら辺がなんか一文が確かあったと思うんですけど、そこら辺がちょっと薄かったんじゃないかと、お互い情報交換してなかったんじゃないかっていうところの一文もありました。

○内藤総務局長

これは事務所で言うと、例えば次長さんとかいるじゃないですか。それぐらいになると、もう両方の話が入ってくるんですかね。

○杉本砂防課長

普通は、そこら辺がある意味調整する担当だと思うんですけど。

○内藤総務局長

なかなかそこら辺ができてなかったと。はい、分かりました。はい、次。

○清水総務局参事

順を追って。こういうふうにした方がいいのではというような観点のものが多いですけれども。まず、4(1)の1ポツ目で、指定に時間を要したことに関する考察のところ、1ポツ目で、これは先ほど、どこを捉えるかっていう話とリンクしてくるかと思うので、一応ちょっと自分は特別委員会の提言、基礎調査から指定までっていうようなニュアンスかなというふうにつけておいたので、体制整備のところについては、なくてもいいんじゃないかなというふうにしたので、そのように書きました。

それで、2ポツ目、3ポツ目は、もしこの1ポツ目をなくすって話であれば、特にはいら

ないんですけれども、2ポツ目の部分については、このポツ目の中で国の基本方針の中身をちょっと引用している部分があるんですけれども、ここで引用するのであれば、その制度概要の方ですね、基本方針の概要等を説明しておいた方がいいのかなというふうに思ったので書かさせていただきました。

3ポツ目も同じですね、手引きだとか基本計画だったとか、実施計画の中身をその考察の中でその概要を示してるんですけれども、事実関係とかの中で先に概要を説明してですね、考察では、計画等の名称のみを引用する形の方が逆に分かりやすいかなと思ったので、そういうふうに書きました。これは1ポツ目をどうするかっていうところが一番肝になるところかなと思っております。まあ、どこをとらえるかっていう。

○内藤総務局長

先ほどの話と関係するんですけど、特別委員会から言われてるのって、2001年にもう法律ができて、なんでこの時間かかってんだって言われてんのか、それか、基礎調査をこの辺にやったのに、指定まで時間かかってるよねって言われてるのか。どちらなんでしたっけ。

○清水総務局参事

自分のイメージはあの[]とか言っているのは、あの基礎調査をやってから指定されるまでの間に盛土が造成されちゃったので、そこが時間かからなければ、ちょっとそこの、何とかあったんじゃないかというところが誤解があるかもしれないんですけども、基礎調査をせっかく始めてるのに、あの指定まで時間かかっちゃって、その間に積まれちゃったよってそこは問題だよっていうような認識を持たれてるように、捉えていたものですから。

○内藤総務局長

そうすると、2001年に施行されたんだけど、法の運用体制の整備にかなりの時間がかかってたみたいな話は別にいいんですか。

○杉本砂防課長

私も清水さんの言ってることはよく分かって、あの時の特別委員会の中でも、委員の先生が言ってたのは、あくまでも早く指定しておけば、そのの渓流が、土石流危険渓流とかそういう警戒区域、土石流の恐れのある渓流だっっていうことを、開発業者に対しても認識させることができたんじゃないのか、だから早く指定すべきだったんじゃないのかっていうような意味合いでも、ちょっと自分聞こえたんですね。だけど、危険渓流自体はもう既にもう以前から示してるんで、知ろうと思えば分かったかも知れないので、それをいかに第三者の方が見たときに、ここはこういうところなんだねっていうその土地の状況がどういう土地なんだっていうところを認識する手段として、今までやってきたことがベストだったのかなっていうところはちょっと考えなくちゃいけないと思うんですけど。分かりました。言いたいことがちょっと飛んじやったけど。あの、そういうことであればこ

の辺の書きっぷりは、基礎調査をした後から、指定前までの間が、平成 17 年に基礎調査をして 23 年に指定したっていうその期間がかかりすぎたってという視点での、指定に時間を要したってというそういう期間はそういう期間です。

○清水総務局参事

それでいいんじゃないかなと。

○杉本砂防課長

一応ね、こちらはそういうような整理ができてるんで、いくらでも変えることは可能なんですけど、補足説明として、こういうようなどこかで前の方で謳ってもいいのかも知れないけど。

○清水総務局参事

体制整備の部分もですか。

○杉本砂防課長

そうです。考察としての指定に時間を要したということについては、そちらの視点でっていうことですよ。そうであれば、そういう形で修正は、はい。

○清水総務局参事

ありがとうございます。次の2ボツ目のところなんですけど、ここは、確か事実関係の方には特に泉地区って話はなかったかと思うんですけども、考察でちょっといきなり出てきたので、何についての歩調を合わせるとか、何のために合わせるのかっていうところの、ちょっと理由も分からないので、ここの部分だけ読むとちょっと内容の理解が難しいかなっていうふうに思ったので、この泉地区の辺りのそのいきさつについては、事実関係の中に落とし込めるのであれば、そういう事実の一つとしてですね、入れ込んだ方がいいのかなというふうにちょっと思ったんですけども。このあたりの公文書があるのかどうかちょっと分からないんですけども、ただこの事実があるってことが、ここに書けるってことは、何かどこかでその事実をつかめるものがあるってことだと思いますので。

○杉本砂防課長

今の話は、先ほどの 12、インデックス 12 のところをちょっと見てもらうと、さっき言った平成 23 年の所に伊豆山が基礎調査を、ごめんなさい。区域指定が平成 23 年の右側の区域の所を見てもらうと、赤い色でこう書いてありますが、その1年前、平成 22 年を見てもらうと、泉って書いてある所があります。平成 22 年、区域指定の所が泉。

で、その区域指定はいつやったのって言うと左側の表行って、土石流の方見てみると、泉は平成 21 年にやってるんですね。だからこういう形で急遽、泉地区 22 溪流の基礎調査をやったっていうふうな形で、括弧書きで(22)って書いてあるのはそういう意味です。ので、一気にこの泉地区の危険溪流を調査したっていうふうにも読み取れます。です

から、この辺をちょっと分かるような形で、前の方に記載した方がいいということですね。

○清水総務局参事

そうですね。何か事実関係で、この神奈川県と歩調を合わせる…この自主防災組織とかそこら辺に何かつながりがあるとか、何かそういうあれがあるとかそういうあれなんすか。神奈川の方と歩調を合わせなきゃいけないという。

○杉本砂防課長

それはね、9番、インデックスの9番。インデックスの9番、2枚目、3ページ目の所にカタカナの「ハ」って書いて地域による優先区分とは別に優先できる箇所っていう所の中の白丸が四つありますよね。四つ目の丸の所に行政界をまたぐ県箇所、早急な対策が必要な箇所っていうのは、今までこのその前に述べてきた優先区分の考え方とは別に、こういう考え方で先にできますよっていうところの項目としてそれが上がってるんですね。やはり、県をまたぐ神奈川県との調整でその地区一気にやりますっていうことの、歩調を合わせてやっていくっていうこともあって、泉地区を前倒ししたと。

○清水総務局参事

神奈川の方からも、要請もあったってことなんですね。

○杉本砂防課長

はい。

○清水総務局参事

その辺りが分かるようにすれば多分いいのかな。

○杉本砂防課長

神奈川県から言われたってというのが。

○松村砂防課傾斜地保全班長

書面の記録がちょっと見つかっていない。そこら辺が分かれば一番いいんですが、ないんです。はい。

○清水総務局参事

はい。分かりました。

○清水総務局参事

この次の3ポツ目は、さっきの事実関係の中でもちょっと言ったんですけど、自主防災組織等の単位ごとってところの、この考え方というか、それがどっかで分かるようになってた方がいいなというふうに思ったので書かさせていただきました。あと次にページ、

今度 16 ページの方の、その県の見解の1ポツ目と2ポツ目のところです。これさっきの4の(1)の1ポツ目と同じですね、どこの期間を捉えて考察するかっていうところなので。

○杉本砂防課長

その辺はちょっと全て修正します。

○清水総務局参事

それで、あと次の3ポツ目の方なんですけれども、これは、さっきの平均でとか、一般通常どれぐらいかかるかっていうところにちょっと関係してくる部分で、ここの3ポツ目に県内他地域と比較して短期間であったってというふうに書いてあるんですけれども、言葉の何かを見て分かるようになってればいいなっていう、これをいうだけだと多分、何でというか、そう言える証拠は何ですか、みたいなこともちょっと言われちゃうかなと思ってですね。

○杉本砂防課長

ただちょっと、弁解っていう訳じゃないけど、逢初川っていうところだけを焦点にあてた時に、平成 23 年に一応指定は終わっているじゃないですか。でも全体が終わったのが、令和元年に終わってるので、だからそう考えると、指定した時期は、そんなに遅くない、なるべく早い段階で指定はしてるよっていうところがまずあります。

○清水総務局参事

県内で言うとその優先度が高いところを。

○杉本砂防課長

優先度が高く、早い方で一応やってるよということが一つと、その平成 23 年だったかな。そうそう、2011 年の、このただしの県の見解の中の一番下のところのポツで書いたんだけど、その 2011 年の8月時点で考えたときに、県の取組としては、全国よりも、その指定率は低いけれども指定数でいうと全然その見劣りしないよ、10 番目に多いっていうことで。だから、県としても、何もやってなかった訳じゃなくて、ある程度の数はこなしてね、取り組んでたっていうところは分かってもらいたくて。そういうこともなんかちょっとこちらとしては何もやってなかったって思われるのはちょっとある意味不本意なので、ちょっとそういうことも含めてちょっとこういうのを、書かせてもらってます。

○清水総務局参事

事実として。

○杉本砂防課長

分かってもらいたいから。逢初川っていうところだけじゃなくて。県の取組む姿勢としては、やりましたよっていうところは示したいと思って書いてます。だから、どこかにち

よっとうこういうのは入れたいなと思うんですがね。

○清水総務局参事

どこかに、県全体の土砂法への対応っていう部分では、県としては重点を持って取り組んでいたというか。

○杉本砂防課長

そうですね。

○杉本砂防課長

ただ、ここに書くべきかどうかっていうところから考えるとあれかも知れないですけど。ちょっとそこら辺は言いたいなど。

○清水総務局参事

なんで、どっかにその考察からちょっと外すけど、囲みみたいな形だとか、どっかに県の全体としての取組の状況っていうのは、ちなみにこうなんですよっていうところを見せて。

○杉本砂防課長

参考じゃないけどね、見せたいと思う。

○清水総務局参事

次のその4ポツ目の部分は、4ポツ目のこの欄の、この一番上に書いてあるやつは、1ポツ目に書いてあるやつは、伊豆山地区内の基礎調査の完了を待っていたというふうに、書いてあるんですけども、実施計画の内容っていうのがあまり前段の分であまりちょっと説明がされていないところがあるかなというところですね。ちょっとこの1文だけでその状況が府に落ちるかっていうと、ちょっと分かりにくいかなというふうに思ったので、何らかのもう少し分かるようなものが、前段にあるといいなというふうに思ったので書かさせていただきました。あの隣接県との歩調については、先ほどの泉地区の関係なんで。あと、この3ポツ目がすいません、自分がちょっと分かんなかったっていうだけなんですけども。3ポツ目で、この時点では被害の恐れがある全ての土石流の指定区域が明らかになっていないっていうふうに書いてあるんですけども、ちょっとこの意味がうまく取れなかったので、噛み砕いていただけたらと思いました。

○杉本砂防課長

図面があったね。11 を見てもらいたいんですけど、これが伊豆山地区の危険渓流と、その調査と指定をですね、いつやったのかっていうのを示したのになります。で、この中で一番下に書いてる猪洞沢というのが、見てもらうように、ここが一番最後になってるんですね。平成 23 年 10 月に調査をやって、24 年3月に指定しているっていうことが

あって。ですので、ここの沢が調査が終わった後に指定をしたってということで、伊豆山区全体の調査が全て完了するのを待って、というのはこういうことです。

○清水総務局参事

調査終わってるところだけで先行してやっても、全体が見えてないので…

○杉本砂防課長

要するに同じ家、1軒の家に対して、土石流危険渓流が、一つだったら別にいいんだけど、二つも三つもあった場合に1軒に対してね、不十分な状況でこう…。

○清水総務局参事

例えば吾妻沢だけカバーしとけばいいやって思ってたけども、他の方も実は関係して、そちらへの視点が抜け落ちてしまうみたいなことなんですか。

○杉本砂防課長

逢初川もそうなんですよね。全部。

○清水総務局参事

そうか、この重なってるところが。逢初川なので、結構ほかと重なってるってことですよ。

○杉本砂防課長

そうです。この伊豆山地区の今回土石流の被害を受けた地域にすると、この逢初川の他に寺山沢と吾妻沢と猪洞沢っていう、この四つの危険渓流が該当するので、全てやらないと不完全になっちゃうよということです。

○清水総務局参事

分かりました。ありがとうございます。

○内藤総務局長

別々にやったら具合が悪いですかね。例えば、この辺の例えば真ん中の家の人は、アズマ沢でも指定された、逢初川でも指定されちゃったっていうふうにバラバラバラバラ、お宅はまた指定されましたって来ちゃうってことですよ。

○杉本砂防課長

そうですね。

○内藤総務局長

その方が結構警戒するんじゃないですかね。

○杉本砂防課長

そこら辺の考え方が、さっき言った、その委員会の中で、一応取り上げ、意見を聞いた中で、インデックス6で上げた、さっきも説明した、この第5回の委員会の中で議論してるんですね。その自主防災会単位でなんでやらなくちゃいけないのっていうところは、そういうことかなって思うんですけどね。こういう砂防課が決めたっていか、砂防課独自で決めたというよりも、こういう委員会の中で指定する方針として、こういうような地区単位でやっていきましょうというところが決まったので、それに則って指定をされてるっていうような、これまでもずっとそれでやってきておりますので。それがベースになります。

○清水総務局参事

この4ポツ目の4ポツは、あの、先ほどの御説明であの意味が分かりました。ただ、ちょっと警戒避難の周知効果ってところが、やっぱり言葉として取りにくいので、そこは、さっきの用語集なのか何なのか、ちょっとぱっと理解できるようなものが。何となくは分かるんですけども、ちょっと言葉だけ見た時にちょっと意味が取りにくいなっていう気がする。

5ポツ目はOKです。先ほど御説明を伺いましたので、これはいいです。次のあの(2)のあの1ポツ目については、周知の義務を負っているってところがですね、書いてあるんですけども、ここは制度概要の方でもいいのかなというふうに思ったものですから。そうすれば1ポツ目は制度概要の方に入れ込んでおけば、2ポツ目については、熱海市においては法に基づきってというようなですね、あの形でも説明できちゃうかなというふうに思ったので、そのように書かさせていただきました。あと4ポツ目についても、これも書きぶりだけの話なんですけれども、制度概要の方で基本方針というのが法に基づくものであるということは説明をしていると思いますので、法に基づくとかってところは入れなくてもいいのかなと。概要のところ、基本方針という略称を取るような形でもいいのかなと思ったので、そういうふうに入れさせていただきました。

あと、5ポツ目と6ポツ目については、ここに記載されてる内容が事実関係のように見えたものですから、事実関係の部分については、事実関係の方に詳細な内容を記載をして、この考察部分でその事実を持ってくるときには、ちょっと軽く引用するような感じでもいいのかなと。ちょっと具体的にどう書くんだってところまでは書いてないんですけども、その辺を思ったのでちょっと意見として入れさせていただきました。

最後まで行きます。県の見解の1ポツ目の部分なんですけれども、対応の不備はなかったってようなですね、見解になってるんですけども、ちょっと表現が何だろう、県に問題なかったんだよって意味でのあれが、ちょっと問題なかったかも知れないんですけども、ちょっと強い表現かなと思ってですね。当時としてあの考えられる手法での周知を行っていたとか、何かそういった程度の表現ではちょっとどうなるかと。弱すぎるのかも知れないですけども。不備はなかったという、全く問題なくて100%対応してましたみたいに捉えられると思うんですけども、そこをちょっとどうなのかなっていうところがあったので、意見ですけども。

あとこの2ポツ目についてっていうのは、その言葉としてですね、この地形改変だとか

被害だとかって言い方が、何か今まであんまり目にしてこなかったような気がするの
で。ここに持ってくる言葉の表現としてですね、今まで他の言い回しだったのか、それと
もこの地形改変以外ってというのが、土砂法を説明する中では、至極一般的な用語だか
ら、このままでいいのかっていうところが、ちょっとあの、自分読んだ限りでは、目新しい
言葉に見えたので、ちょっと疑問というか、確認をさせていただきたい事項として入れさ
せていただきました。

以上です。

○杉本砂防課長

県の見解のまず1ポツ目の対応の不備はなかったってところの表現は確かに強い
ように見えるんだけど、そこは他の法律とも多分合わせなくちゃいけないかなと思うもの
の、法律の対応として、行政手続き上の瑕疵というか、そういうのはなかったよって
ところは、ある意味明確に言わなくちゃいけないかな。ただ、こういう点が抜けてた
ってというような、更にこうすれば良かったというかね。そこを何ていうか。

○清水総務局参事

一旦前段としては法で求められたことは、一応全てやってたんだけど、みたいな流れ
でっていう。

○杉本砂防課長

そうそう。砂防法もそういうような感じで書いているので、行政手続き上は、問題な
かったけれども、ただ、こういう点が欠けてたので、こういうところはもう少しやるべきだ
ったというような。多分ここで、あまり弱く出ちゃうとなんかそれはそれでまたちょっと。

○清水総務局参事

悪い点があったんじゃないかと。

○杉本砂防課長

うん。本当に悪いところがあれば、その、法律的にまずい、まずかったら、それは確かに
しっかりとそこは書かなくちゃいけないけど。そうじゃない、とりあえず法律的には問題な
い対応であったならば、ちゃんと明確に書くべきかなというところもあって。みんなと同じ
ようなトーンの方がいいかなと。

○清水総務局参事

最後にまとめる時にですね。

○内藤総務局長

うん。そうですね。

○杉本砂防課長

うん。あと、「地形改変」「被害」の表現についてというところについて、松村班長、いいですか。

○松村砂防課傾斜地保全班長

そうですね。もっと別の違う書きぶりでも構わないです。一応、土砂災害防止法の解説文とかそういったところで使われてるような言葉を引用してありますが、あくまでも分かりやすくとか、全体のバランスをということであれば、少しまた検討できるかと思います。

○清水総務局参事

ちょっと、そこはまた、全体見ていただいたところで。

○杉本砂防課長

どっちかっていうと、前回の行政手続きのその報告、最終報告書にも同じような内容のものがあつたかな、どうだったかな。とにかく、自分はもうちょっと、ある意味分かりやすくってというか、踏み込んだ書きぶりにしたかなと思っているんですけどね。もう少し具体的に。意図はそういうような、こういうようなものをもうちょっと、積極的につけて。要するに自分ごととして避難行動取るに至っていなかったって、要するに、行動を伴う避難じゃなければ意味が無くって、知るだけだとそれは本当にただ、それだけでは命が助からないので、実際にそういうような行動を移すってということが今非常に重要なことになってくるので、行動に移せるような、情報提供をいかにしていくかっていうところが、大事なかなと思っている中で、ちょっとこういうような表現をさせてもらっている。書きぶりはもう少し考えますが、一応そういう意図で書いてます。

○清水総務局参事

分かりました。はい。

○内藤総務局長

次は。

○大川井森林保全課長

これは、今までにも話が出てるんですが、僕もこれ、土砂法と災害を考えた時に何が問題だったのかよく分からなくて、ちょっと違う角度からの話ですけど、6年ぐらい区域指定に要した期間があつて、その間に、開発が上流部で進んだというのからすると、早く区域を指定して、開発行為者に土砂災害の可能性の認識を与える機会を期待できたのか、そもそも、それが法律要件としては多分ないんじゃないかなと思うので、こういう期待できたんじゃないかぐらいの書き方にしてあるんですけども。ちょっとそこは、さっきも、何か周知の話だとか、言われていたので、そういうところで整理できればいいかなと

思います。

先ほど清水さんの確認事項の中で、対応の不備はなかったっていう表現のところなんですけども、やっぱりそれって、その法律的な瑕疵があるのか、それとも同義的な瑕疵があるのか、そこでだいぶ違うんじゃないかなと思って。法律的にやることはやってたよ、だけど、よりこうした方が良かったのではとか、何かそういう話ってあるのかどうかなど思ってこれは書かさせていただきました。

二つ目のハザードマップはどのようなものかは、これはすいません。資料をもらう前に書いてしまったので、資料についていて、どのようなものか分かりました。それで、その一番下なんですけどそれに関連して、住民への周知の啓発っていうのは、一般的にはどういうことまで、どういうことをやるのか。その地域の特殊事情みたいなのは周知するのか、しないのか。でも、そもそもこれって市が作るものなんですよね。なので、市がどこまで何を考えて、こういったものを作るのかっていうことなのかなとちょっと思うんですけども。そうすると、このハザードマップを作るっていうのは、何か法律上決められてるんです。市が作るっていうのが。

○杉本砂防課長

そうです。8条に書いてある。

○大川井森林保全課長

そもそもこの法律自体が自然現象を対象にしてるって話もあったので、ハザードマップにこういうのは入らないんだよといわれれば、そうかも知れないですが。市が、気を遣って、そういう行為が行われているのであれば、何か心配があるよと書く必要があったのか、なかったのか。少し県の話ではないかも知れないですけど、その辺を感じたので、書きました。

○内藤総務局長

ハザードマップってどこにあるんです。たっけ。

○杉本砂防課長

20。その避難場ところはどこにあるよっていうところが。

○内藤総務局長

区域が書いてあるだけだからやっぱり、う～ん。

○松村砂防課傾斜地保全班長

一応補足しますと、これハザードマップのあのマップの部分の抜粋してるんですが、熱海市の場合は、こういったマップを市内全域分を冊子にまとめて、熱海市防災ガイドブックと製本されたものを、各戸に配布されています。それは、こういった図面の他に防災豆知識的な避難の情報はこういうものがありますとか、避難する時はこんな持ち物を持ち

ましようとか、そういう一般的な避難に関する知識編みたいなものも含まれて、お使いいただけるものとして配られています。

法律はタグの2番のところに、警戒避難体制について、15分の4のところ、第8条にあります。そのハザードマップも含めた印刷物の配布というのは8条の第3項、4ページ目の一番下の3行目からですが、警戒区域をふにやらってところから書いてますが、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難施設、その他避難場所、避難経路に関する事項、その他円滑な避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布を講じるというところになります。ハザードマップに該当する項目になります。

○大川井森林保全課長

分かりました。

○杉本砂防課長

あと、今その話の中にあった、盛土の話はどう捉えるかっていうところは本当に難しく。何か今、盛土イコール悪になってきてしまっていて、開発行為自体も悪になってきているというか。なんか、そういう風潮が一方であるんですね。だから、適正に、当然ながら適正に、計画を立てて、適正に工事をすれば本当に問題ないんですよ、基本は。問題ないので、だから、どっちかという、本当に、開発行為イコール悪ってことで、そういう認識でまとめてくってというのはあんまり、ちょっとどうなのかなっていうところもあって。しっかりやった業者にとってみれば、何なんだよという言い方もあるでしょうから。そっちの方が多と思うんですけど、普通は。だから、そういうような書きっぷりはどうかな。あとちょっと、不適切な行為への対応というかね。

○内藤総務局長

まあ、この場合は、盛土が悪い、全体が悪いんじゃなくて、ここが不適切な行為がかなりあったっていうのが、だいぶ結構認識がされてたところなのでっていう意味だと思うんですけどね。

○杉本砂防課長

だから、そういう住民説明会とか、ここで防災訓練を今まで2回やってるので、そういう皆さんがそういうふうに集まってきたときにはそういうような情報提供とか、あと自主防災会長とかもいらっしゃるんで、そういうふう、そういう情報をやるとかね。そういうことはできたかなと思うんですけどね。

○内藤総務局長

逆にそうするとその不適切だったら、ちゃんと止めてくれって言われちゃうんですよ、きっとね。

○杉本砂防課長

止めてくれの前に、もっと早く情報をもらえば、それが一番この方良かったと思いますけど。早く情報をもらえば、早ければ早いほど、いろんな対応ができると思うんで。もう盛土が、が一んってなっちゃってからだとなかなか難しいんですよ。

○内藤総務局長

はい。見解のところはまたちょっとまとめのときに検討したいと思います。

○杉本砂防課長

はい。お願いします。

○内藤総務局長

じゃあ、最後は。

○福田土地対策課長

6年というと確かに結構長くかかっているというような認識を持たれがちなんですけど、間に不作為みたいなものがなければ問題ないと私も思ってまして、具体的に手続きを踏んでいたということが説明できればと思ったものですから、こんなことを書きました。必要な手続きを踏んでいた、決して放置してたわけじゃないという説明ができればと思っていました。

○内藤総務局長

休憩しますか。ここで休憩します。

○内藤総務局長

再開します。資料 30 ページからですね、5番の最初のところですけども。これの元の資料8ページですね、2ポツ目っていうのかな、1ポツ目は前のページですけど、県、市とも本法に基づく必要な周知を行っており、不備は見られないという文の、「当該溪流の上流域で行われていた不適切な地形改変に関する問題について、県・市職員間の情報共有が図られていれば」っていうふうになってるんですけど、情報共有っていうのは図られたんじゃないのかなっていうふうに思うんですけども。県と市の職員の間でですね。ちょっとそこは本当にこうなのかなっていうのがありまして。あと、その後段の、住民への危険性の周知を徹底できてなかったっていう理由についてですね、その上流域に行われた不適切な土地改変に関する問題を説明してなかった。それが理由じゃないかなって思ったので、書いたんですけど。まずは県・市職員間で情報共有が図られてないことはなかったんじゃないかなと思うんですけど。

○杉本砂防課長

ですからその、ちょっと自分の考えかもしれないけど、熱海土木事務所で一番その情

報を持っていたのが都市計画課で、熱海市も土地採取規制条例を担当しているところがやっていたということです。

○内藤総務局長

この法律の担当してる部署間では…。

○杉本砂防課長

っていうか、開発行為を担当してところの連携は、多分、お互い情報交換はやり合ってたと思うんですけど、そこにうちの今回の土砂法がどのぐらいそこに組込んでたのかっていう、そういうこともあるかもしれないんですけど、本来、危険だよ、住民にすぐ周知しなくちゃいけないよっていうところの判断っていうか、熱海市の危機管理とかがね、そこまでそういう情報がいついたのかとか、どこまで危険性、そういう違法な盛土だけじゃなくて、そういう崩れそうな、伊豆山港へ土砂が流れてるような情報があったときに、どのぐらい本来避難指示とか避難勧告を出すところの部署にも情報がどのぐらい行ってたのかなっていうところが、一つあるのかなと思うんですね。

○内藤総務局長

市の都市計画じゃなくて、その危機管理の部門に…。

○杉本砂防課長

だから、土砂法の担当からすると、それはもうそちらのマターだからと言って、一切そちらの担当でやってくださいっていう線を引いちゃってるっていうか、可能性があるんじゃないかと思うんですね。

○望月盛土対策課長

が作られた四つの失敗って、まさにこれじゃないのかなと思うんですけどね。最悪を考えるとかね。県の職員って本当に一握りしか危険だと思っていなかったからね。今思えば、熱海の件があったから、誰も危ないと思うんだろうけど、その当時はこんな大きな災害が思ってたんだろうね。

○杉本砂防課長

多分、伊豆山港に土砂が流れたある程度のことは多分想像はしてたと思うんだけど、あれがドカーンと全部崩れてきてというようなことは想像できた方がどれくらいいたかなって。

○望月盛土対策課長

土のドロドロのようなものとか、実際に見てるとか作業してるとかなら分かるんだろうけど、普通の一般の土木屋であっても、そこまで判断つかないかもしれないしね。

○杉本砂防課長

落ちる前の数日前に撮った写真とかあったじゃないですか。緑色の。草がしっかり生えてる。ああいう状況見れば、別に大丈夫だねって、ぱっと見は思っちゃいますよね。そういうこともあって、説明会で説明しなかったっていうのは、自分の所管外という認識ということや、この土砂法は盛土に対して特に考慮した区域設定をしているわけではないので、特に住民には言っていないってことも考えられるし。

○片山廃棄物リサイクル課長

さっき望月課長も言ってくれたんですね、当時の■■■■の説明の中でも、技術屋であったって、その草が生い茂っているような状態を普通の技師が行っても、そこは判断できないっていったような発言があったと思うんですね。なので、そういう危険性っていう、あそこがどうなってるかっていう状況が、過去からの経緯が引継かれてないと、情報共有されてないと、多分無理なんですよ。次の予想をするって言っても、予測する前の情報がないわけだから。そうやって考えると何か、土砂法のところの話でもないのかなって。

○望月盛土対策課長

土砂法というものがちゃんと内部で引継ぎされてないっていう問題を言っていたと思うんだよ。なので、組織的な問題なんだよね。あんまり関わりたくないっていうようなのが本音かもしれないね。

○内藤総務局長

最初はこれ説明会、区域指定に関する説明会ってのは最初なんですよ、説明会っていう意味では。2012年。もう2012年にはもうあれなんすかね、ほとんど、さっきおっしゃったように、ぱっと見問題ないような状態になっていた。平成24年か。

○内藤総務局長

やっぱり最初の頃に止めれなきゃもう駄目だったっていうことなんですかね。この前、関係ないけど、廃棄物のこんな分厚い文書読んでたら、結構最近にも、■■■■っていう人が、「あれはいつか崩れるぞ。」みたいに、言ってるんですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そう。2回その人が現場見てるので。現場で作業もしてるし。

○内藤総務局長

作業してる人はやっぱり分かっているんだ。

○片山廃棄物リサイクル課長

その人は自分が作業してて、要するに金もらってたので、自分を守るために言ったっ

ていう、当時の判断ですけどね、そういうのがあるんで、本当にそうかっていうのを、半信半疑で職員も聞いてたっていうのもあるんでしょうし。

○内藤総務局長

確かにこの人の言うことは信用できないですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

お前、そこで作業してたじゃないか、ある意味、一番よく知ってるかも知れないですけどね。

○内藤総務局長

分かりました。じゃあ、次お願いします。

○清水総務局参事

5の1ポツ目と2ポツ目って書いてあるんですけど、2ポツ目はいいです。1ポツ目がですね、ここはやっぱり土砂法が施行されてからの、あの体制を整えるまでのことも書かれているので、先ほどの期間の関係でいえば、あのさっき話してた期間とすれば、この1ポツ目はなくてもいいのかなとちょっと思ったので、意見として書かさせていただきました。1ポツ目は、改めて読むとあってもいいかなというふうに思ったので。書きぶりとかの関係はもしかしたら後であるかも知れないですけども。1ポツ目はあってもいいと思います。あと3ポツ目はですね、これ3ポツ目の書き方だけの話なんですけど、ここに書いてあるとおり、そのような表現はどうでしょうかというだけなので、ちょっとここはあの読んでいただいて、もし何か取り込めるところがあればというところで。あと4ポツ目なんですけど、ページをめくったところのですね、この4ポツ目のこの締めの部分で、区域指定に当たり丁寧な説明が求められていたっていうようなですね、ことが書かれてるんですけども、ここがちょっと何だろう、つながりというか、5ポツ目に流れるようになっていう意味で書かれてるのか、ちょっとそこら辺がちょっとうまく取れなかったので、5ポツ目に、あのつなぐような意味合いで入るとすれば、それが分かるようなつなぎの言葉があってもいいのかなというふうに思ったので。これはでも、さっきおっしゃってくださった、最初の当時は地価が下がるとか、何か、そういう、その入り口の部分で。そういうことなんです。

○杉本砂防課長

ですからこういう、やっぱり、そういう元々の事情といいますか。やっぱり住民の意識として、今と違って、指定した当時はまだこういう疑問を持ってる方がほとんどだったので、指定するときはかなり丁寧に説明しなければ、分かっていただけなかったっていうことだと思うんですね。だから余計に、時間もかかったし、それに対する準備も必要だったっていうところなんだろうと思います。そういう地元、県が悪いというよりも、社会情勢的にもそういう風潮だったっていうところもちょっと伝えたいなと思ってます。なかなか理解していただくには時間がかかるというか、難しかったということです。

○清水総務局参事

分かりました。ニュアンスは何となく分かったので。

○杉本砂防課長

で、こういうことも入れろって、部長からも言われているんですよ。知っていただくためにも。

○清水総務局参事

中心の部分だけじゃなくて、その取り囲んでる、置かれていた状況だとかっていうところも。

○杉本砂防課長

最後のまとめのところはそういうのを入れてもいいんじゃないかと。考察のところ。

○清水総務局参事

分かりました。ニュアンスは分かったので、ありがとうございます。次は、4番に書いたあることと同じっていう意味だと思うので、ここは解決してるってことで多分いいと思います。

○福田土地対策課長

次はこのままですね。どういう意味かというだけです。

○杉本砂防課長

区域指定は可能だったんですね。確かにそうです。

○福田土地対策課長

本当にこのままなんだ、じゃあ可能であったっということですね。

○清水総務局参事

基礎調査が終わったとこだけ、順次やっていくってことも可能だったよってことが書いてあるってイメージ。さっきあれですもんね、色々かぶってるところがあるので、その全部が終わった上でこうやったってということですけど、1個1個別にやろうと思えばやれたってことが書いてある。やることも別に可能ではあったけど、そうはしてないってことですよ。それは、全体が見えた上でやらないと。

○杉本砂防課長

面的な法の運用を考慮せず逢初川に注目すれば、っていうところですよ。3ポツ目。だから、どこに視点を置くかっていうと、やっぱり住民の避難という警戒避難体制の整備とか、そういうところを視点に置いた法律なので。だから、そこから考えると、1個1個するよりもその地域全体の安全ということを考慮して、やっていきましょうってというような基本

方針ができていたから、そのとおりにやってきたんだけど、指定ってということだけを考えればできる。やれないことはないですね。

○福田土地対策課長

それから、次ですけど、区域指定に否定的な考えも多数ありと書いてあって、具体的に人の名前までは不要ですが、そういう意見があるのであれば、具体的に、テープ起しじゃないですけど、こんな意見があったとは書けないのでしょうか。

○杉本砂防課長

さっきのパワーポイントの資料にあったね。そうそう。ただこれ、逢初川とかに特化したわけじゃないんで。逢初川のそこは無いよね。

○松村砂防課傾斜地保全班長

記録が無いんですよ。ちょっとその場で、住民説明会をやったっていう記憶はあるんですが、開催通知文とかそういうのは残ってるんですけど、その後にこういう発言があったっていうところっていうところまでは、記録が無い、残っていません。

○福田土地対策課長

具体的にはないってことですね。

○杉本砂防課長

ただその時の、県全体の風潮っていうとおかしいけど、住民の意見はこういうのが多かったっていう、委員会の資料として載ってるんで。逢初川も同じような意見があったであろうと。

○内藤総務局長

いいですかね。じゃあ6番。まとめのところ。

○清水総務局参事

(1)のところでこれあの、1ポツ目と2ポツ目は、こういう表現にしてはどうでしょうかっていうことで、書きぶりの例として書かさせていただいたところなので、もし見ていただいて、何か参考になればというところです。3ポツ目がですね、(1)のところで、高精度地図を活用して、区域設定に要する時間を計る等、努める他かっていう、記述があるんですけども、すいません、ちょっと自分が読んでてここの意味が、前後のつながりがちょっと取りにくいなというふうに思ったんで、ちょっと意見としてそのように書かせていただいた。

○杉本砂防課長

今、新たな取組として、精度の高い地図を基にした新規抽出作業をやっていて、今後それを基礎調査しながら指定をしていくっていう作業があるんですけどね、そういう中

で、今後の取組として、そういう指定する時にはこういう考え方で、やっていきますよというところをちょっと述べているんですけどね。速やかな区域の指定及び見直してところ。

○清水総務局参事

何となく分かってきました。自分のちょっと読み方がいけなかった気がしてきました。「他」で切れてるっていうふうに思えばいいんですもんね。この迅速化と監視ってことですよね。何となく分かりました。

○杉本砂防課長

ちょっと書きっぷりはまた修正しますが。

○清水総務局参事

あと、後段のこれもあの、こういうふうに読めばいいんでしょうかっていうところのだけなんですけど、その対象区域の地形改変等の状況を常に監視し、柔軟な指定手続きを行います。だから、これもこれからの話ですよね。これから指定するもの話についてってことでいいんですよね。あと、ここにある対象地域っていうのは、あれでしたっけ、土砂災害警戒区域ってのは基本的にはもう県内全域でやられていて、その上で対象区域っていうと、それっていうのは。

○杉本砂防課長

あのね、今、18,000箇所強、指定してるんで、1巡目はそれで終わっていて、今後、今までのやり方だと、全国的な事例とか見ると、土砂法に指定されていないエリアでも土砂災害が起きている箇所があったんですね。それはなぜかっていうと、やっぱり地図の精度の理由で見落としがあったっていうところが全国的に見られたので、今、2巡目のやり方としては、そういう見落としがないようにするために、航空レーザー測量というのを、かなり精度の高い、元々は5メートルメッシュで作った地図なんだけど、今度50センチメッシュでやるのにしてるんですね。その位のちょっとかなり精度の高い測量の地図を用いてやることによって、その見落としがないような形にしていこうっていうのを今やってるんですよ。それで今、対象地域ってのはそれで新たにまた。

○清水総務局参事

精度の高いもので見た時に、あの、まだ指定してない所で、危なそうな所。

○杉本砂防課長

うん。それが見つかるので。

○清水総務局参事

それが対象区域ってことなんですね。分かりました。

○望月盛土対策課長

それって測量ってもう一回やり始めてるんですか。それは3次元点群データ、令和元年からやってるやつですか。

○杉本砂防課長

そうそうそうそう。それを元にして、今新規抽出をやっていて、またかなりの数が出てくるっていう話なんですけど。

○清水総務局参事

第2計画とか作らなきゃいけなくなっちゃうかも知れないですね。

○杉本砂防課長

そうそう。また出てくるんですよ。そういう作業の中では、こういうのを参考にやっていく。

○清水総務局参事

分かりました。ありがとうございます。あと最後のポツがですね、(1)のまとめの一番最後になお書きでですね、2005年1月の法改正のことが書かれてるんですけども。これっていうのは最後のまとめとして、何でここに出てるのがちょっとよく分かんなくてですね。

○杉本砂防課長

自分は説明したときに言ったんだけど、これどっちかって住民への周知に繋がる部分であって、これまでは公表というのは、区域指定をしてから公表してたんですね。だけど、平成26年の広島で非常に大きな災害を受けて、土砂法の一部が改正された中の一つとしてね、基礎調査を行った時点で、もう公表しなさいっていうふうに法改正されたんですよ。だから、今まではちょっと色々地域住民に対して、しっかり説明した上でこうやってくとかいうふうに、すごい時間かかってしまった部分があるんですけども、これからは基礎調査イコール公表ということで、できるだけ危険な情報は早く、皆さんに伝えましょうというような形で法改正されたので、これまでとは違って、かなり危険性の周知は早くできるかなという意味でここに書かせてもらいました。

○内藤総務局長

(2)の方に入れるにはちょっとあれなんですか。やりにくいですか。区域指定前の話だからあれなのか。住民への周知のところ。

○杉本砂防課長

そっちに入れてもいてもいいかなと自分思ったんですよ。

○内藤総務局長

今書いてあることは、指定された後の話を書いてあるんですよね。だからちょっと違う話になっちゃうのか。

○杉本砂防課長

速やかに公表していくっていうことは、住民への周知の話だと思う。さっきも言ったように、ハザードマップを作成しなさいとかっていうのはあくまで法指定がされた後の話になって警戒避難体制の整備というのはそこから始まるんで、それよりも前の周知・公表ってことはやはり(2)の住民への周知の方に入れた方がいいかなって自分思ったんですけどね。

○清水総務局参事

確かにその方が何か収まりがいいような気がします。

○片山廃棄物リサイクル課長

言葉が足りないんですかね。今まで指定した都度、公表してたっていうことですよ。

○杉本砂防課長

はい。

○片山廃棄物リサイクル課長

だけど広島でそんなのがあったので、法改正がされて、基礎調査が、結果が出てる時点で公表しろというふうになってるんだから、通常は、完了次第っていうことなんですかね。基礎調査って。これって、うちの県ってもう出てる、もうやってるってことですか。

○杉本砂防課長

もうやってる。法改正以降はもうそういうふうになっているので。ホームページですぐに公表するようにしてる。

○片山廃棄物リサイクル課長

現在ここだっていう基礎調査が、とかって感じなんですかね。

○杉本砂防課長

こういう趣旨のものを(2)の住民の周知の方に移し替えます。書きっぷりはもうちょっと考えますが。

○内藤総務局長

そのあたり御検討お願いします。ここは誰ですか。

○望月盛土対策課長

私です。質問っていうか、前、第2回のとときに話したんですけど、検証する範囲をどこまでにするか明確にしておかないといけない。今回、砂防指定地も含めてそうなんですけど、土砂警のときに、逢初川だけなのか、あとは鳴沢川にも及ぼすのかによって大分言い方っていうか、考え方、レポートの仕方が変わってくると思うんですね。本来ならば、逢初川だけなんだろうなと思ってたんだけど、そもそも、特別委員会の中で、
 が招聘されて、そこでプレゼンして、当時 が質問をして、そこで、そのときの資料っていうのは鳴沢川の資料を見て言ったんだよ。そうすると、鳴沢川のことを言ってるのかなあと思ってた。さっき皆さんに転送したやつもそうなんだけど、やっぱり鳴沢川のことを考えてまちづくりやってるって。そうすると、鳴沢川についても、砂防指定の考え方とか、土砂警のことを入れておかないと、また言われる可能性があるのかなど。そうすると、何変わってくるかという、もし土砂警を指定していれば、CとかDとかEとかの開発が、多少抑制ができたとか、諦めさせることができたんじゃないかとか、そういう方向になってくるんじゃないかなど。だからあまりにも広くなり過ぎちゃうととんでもない話になっちゃうので。それはたればの話だから。そういうことを検証の中に入れてもいいのかとか。確か今、現状、代執行が9月1日に警戒区域を解除するんだけど、その中で住民の方は危なくて帰れないって言っている。それはP盛土とか、あとは第3盛土。それが流出する可能性があると言って騒いでるみたい。そうするとそこもやっぱ検討しなくちゃいけないかなど。

○杉本砂防課長

第3盛土が流れていく方向は違うけどね。

○望月盛土対策課長

鳴沢川流域に流れていくんだよね。それが、どこまで到達するかっていうと、団地のどこまで入っていくって。

○杉本砂防課長

そっちの方がいってるんですか。それを。そっちの方は何と言っているんだろうなと。どんどん、どんどんずれていってしまう感じしますよね。

○望月盛土対策課長

何か意図があるんだろうなと思って。

○杉本砂防課長

メカニズムの方からするとね、鳴沢川の開発が隣接するから、その開発によって、何か影響してきたっていうことを言うのも、何となく分かるけど、だけど、土砂法のこの指定というのは、まるっきり谷が違う話なので、逢初川の伊豆山地区の人たちからすると関係ないですよ。だから全然、考えなくていいと思うけど。

○清水総務局参事

■が使った資料はあれかも知れないですけど、特別委員会の中で、■が言ったりとかしてたのは、やっぱり 2005 年に調査が始まって指定までに6年かかったってってるのは、伊豆山の話だと思うんで、その部分について、やればいいのかなどというふうに。提言の中身を見ても、それ以上のことは提言の中にはないかなという気がするので、それでいいんじゃないかなと。

○望月盛土対策課長

明確に、逢初川流域だけですよっていうふうにしとけばいいけど、そうじゃないと、第3盛土も何で調査しないのっていう話になっちゃうと。今回、土砂警の話も当然出てくるし。

○片山廃棄物リサイクル課長

各所管法令で対象が違って、検証の対象が違っていいということですか。

○清水総務局参事

特別委員会から示されている論点として、それぞれの法令について論点が示されていて、それぞれの法律ごと行政対応した場所っていうのは違うので、それにおいては区域が違っていい。

○内藤総務局長

ここについては、源頭部のことを念頭に言ってるはずなので。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね、源頭部と関連の場所の対応がどうだったんだっていうのが、5番のところですよね。それぞれの区域の改変行為が。

○内藤総務局長

そんな広げなくてもいいのかなっていうふうに考えてますけど。

○望月盛土対策課長

例えばCDE工区の開発がなかったら、逢初川の流出はなかったっていう結論でなければいんだけど。もし多少でも開発が影響してるよってなると。

○内藤総務局長

そのCDEも影響してるんじゃないかっていう視点で言われてる法律もあるかも知れないですけど、この土砂法については、違うのかなと。

○清水総務局参事

例えば鳴沢川流域には、この警戒区域になるとCDE工区を制限できるんですか。そ

もそも。

○望月盛土対策課長

特別警戒区域になってるからそも。多分建物が立てにくくなる。そうするとあんなところを開発しようということを断念するかもしれない。

○福田土地対策課長

かも知れないですよ。

○望月盛土対策課長

そう。かもしれない。いずれにしても、そんなとこ、買う人いないけど。そもそもそういう計画を許可したやり方っていいのかなって話になっちゃうかもしれないですけど。

○松村砂防課傾斜地保全班長

すみません。時系列の整理で、報告させていただきますと、D区域、④区域でしたっけ、そこで都市計画法の資料を見ると、違法行為を確認した時期が2003年の2月になってまして、土砂法の指定が県内で第1号がようやく整ってできたのが、2004年の5月になるんですよ。なので、どんなに静岡県が法制定から、もう鳴沢川狙い撃ちで第1号を指定するんだってやる気になったとしても、2004年よりも前に着手は、指定はできなかったと思われま。もう既にそこで土地改変が行われていて、土砂法の指定をかけたとしても、法の遡及はできなかったと思われま。

○望月盛土対策課長

また、メールを見てもらえば分かるんだけど、そこら辺、次の矢が飛んでくるんで、整理しておいてね。

○内藤総務局長

最後も望月さんですか。

○望月盛土対策課長

最後ですけど、最終的に土砂警っていうのは、避難のための計画をつくるのは、避難させるための法律なので、県はそれなりにしっかりやっていたわけですよ。

○清水総務局参事

そこら辺を明確に書いておいた方がいいのかなと。あと、実際に市町に対して、具体的に今後、定期的に訓練をやらせる機会を設けさせるとか、今回も雨期前に本来は訓練やらなきゃいけないところがやってないって住民にいわれてる訳ですよ。だからそういうことを含めて、二度と同じ災害が起きないように訓練を徹底して、もし仮に土石流がなかったとしても、逃げるようにするとか、そういうようなことはソフト的にできるんじゃない

かと。そういうのを強くいった方がいいんじゃないかと思えますけどね。

○内藤総務局長

よろしいですか。それでは、土砂災害防止法については、これで一応終わらして、続いて、土採取等規制条例について。それではまず、同じように意見提出された委員の方から説明をお願いします。

○清水総務局参事

一番最初は私です。これについては、こうしたらどうでしょうかというだけなんですけど。これについては、条例の見直しのタイミングが検証の対象になると思われるので、この条例による行政対応ではないので、土地改変行為の概要とか、土採取等規制条例の概要っていうような形にして、当時の条例による規制の内容だとか、罰則だとか、行政代執行との関係とかですね、そういったところを説明するような感じでもいいのかなというふうに思ったもので、そのようにさせていただきました。

○福田土地対策課長

元々どうやって書こうかなという迷いがかなりあって、他とのバランスも考えて、おっしゃるとおりだと思います。

○清水総務局参事

自分はここの項目は以上です。

○内藤総務局長

はい。次の(4)は。

○杉本砂防課長

これは一応、県風致地区条例が関係法令に含まれるのではないかっていうことなんですけれども。風致地区っていうのが、都市計画法上のつくられる地域でもあるっていうことで、その関係、あ、これ都市計画法じゃないからあれだっけか。条例の関係で、これ県の条例が今、市の条例になってるっていうことですよ。風致地区条例が。両方も市が管轄する法令なので、その取り扱いっていうのが、どうなるのかなって。

○松村砂防課傾斜地保全班長

元々の対応検証委員会の報告書で土採取等規制条例と風致地区条例のセットで、確か見解の評価とかやっているところから見ると、密接に関係する条例として、検証対象区域における関係する法令として入れておくべきじゃないかって。

○福田土地対策課長

最初の直しの関係もあるので、どういうバランスで直すか考えますが、分かりました。

関係法令の中には風致条例も含めます。

○内藤総務局長

じゃあ、2番にいいですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

私(から質問)です。所管法令のところ、都計法の時でも少しあったんですけど、権限についてなんですけど。土採取等規制条例ですけど、熱海市へ助言することができる立場にあったかどうかというのをちょっと、何か記述として、あった方がいいのかな。それから都計法の方でも熱海市からの相談はなかったよってというような記述があったので、そういった事実関係は書いといた方がいいのかなっていうふうに思いました。書きぶりなんですけどね。

○福田土地対策課長

助言をすべき立場にはありましたし、熱海市からも相談はあったはずですので、分かりました。

○片山廃棄物リサイクル課長

それで、あと合わせて今、県の風致地区条例の話があったんですけど、こちら県が助言するっていう、そんな権限ってありますか。

○清水総務局参事

当時はまだ県の条例だったんですよね。多分、権限委譲なのか委任なのか、どっちの状態なのか分かんないですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

風致の条例の話って度々出てくるじゃないですか。

○福田土地対策課長

当時は、権限移譲されています。

○片山廃棄物リサイクル課長

権限移譲されちゃってると、もう県には…。

○福田土地対策課長

技術的助言で関わることはできる。

○清水総務局参事

関わることはできる。

○片山廃棄物リサイクル課長

できるんですか。そこで例えば熱海市から相談があったか、なかったかっていうのは、事実として、あったか、なかったかってのは書いておいた方がいいのかな。風致の方ですけど、さっき戻っちゃいますけど、そののこって県が同じように、助言できる権限とかそういうのがあったのかどうかっていうのは、どっかで整理しておいた方がいいのかなって。

○福田土地対策課長

風致の話は、記録が残ってないんです。

○片山廃棄物リサイクル課長

そこの関係をとっていわれても、連携をとっていわれても、あの情報が市にしかない。どう連携できたかとか。そこってなかなか最後までめにくいのかなっていう、この風致との関係なんですけど。

○望月盛土対策課長

風致地区条例の中に木の伐採ってありますよね。伐採した後って、そこまで指定とかしないんですか。そのまま投棄しちゃっていいのか。適切に処理することとか、写真管理しなさいとか。

○福田土地対策課長

風致条例では、伐採できる、伐採できないというのはあるんですけど、その後の処分うんぬんって話はまた別かなと思います。

○望月盛土対策課長

都市計画、開発行為もそうなんだけど、残土の考え方って何もないですよ。残土を適切に処理しなさいってぐらいしかなくて、要綱上か何かだと思うけど。具体的にどこへ捨てるかっていうところの契約書を出させるとか、そういうことが必要なんじゃないかと思えますけど。風致地区条例についても伐採すれば、それをどうやって処理するのかとか、そういうのって一つ入れとかなないとまずいんじゃないかと。

○福田土地対策課長

伐採木とか倒木の上に土を盛っちゃいけないなんていうのは、そもそも常識ですよ。

○清水総務局参事

木を伐採すると産廃になるんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

建設を伴ってれば産廃。建設工事っていう。

○清水総務局参事

建設工事の名の下にやるからですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

開発行為だと違うんじゃない。

○清水総務局参事

何が違うんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

産廃じゃないんです。木を扱うっていう産廃の業種っていう指定があるので。例えば木材屋とかそういう人が扱えば産廃。

○清水総務局参事

そういう端材とかそういう。

○片山廃棄物リサイクル課長

そう。

○内藤総務局長

建設資材、建設工事で使った木、出た木を捨てるなら産廃だけど、開発のために森林伐採したその木は…。

○片山廃棄物リサイクル課長

産廃の業種の中には、開発業者というのはないので、それって産廃なのか。もっとも木材なんで、売れるっていう前提もあるんですけどね。国なんかは有効利用しなさいって当然いってるんで、売れるんだったら、廃棄物にするなっていうのがあるので。

○望月盛土対策課長

一廃と産廃の違いって、指導するところが違う、変わってくるってことですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

変わってきますね。

○望月盛土対策課長

今回投棄されたときの指導は市がやってるの。

○片山廃棄物リサイクル課長

そう。ただ、その情報共有とかっていうのがあるので。県が見つけたけれども、そこっ

て一廃だと思し、市がね、ちゃんとやってくれて。

○望月盛土対策課長

源頭部対岸に大量に投棄されてるっていう写真も結構あるんだけどさ。それってどうなるの。

○片山廃棄物リサイクル課長

それをどう認識してたかっていう、そういう話があつて。

○福田土地対策課長

それは調べなきゃいけないんですけどね。

○杉本砂防課長

どう認識してたかっていうのは、県も市も。

○片山廃棄物リサイクル課長

県も市も。それが廃棄物ならというところで。だけど、それってその切られた木ってのは、そもそも何って話で、それが森林なのか。

○福田土地対策課長

そもそも廃棄物なのかって話もありますよね、

○片山廃棄物リサイクル課長

そうそう。その木はどこから切ってきたのみたいな。

○清水総務局参事

廃棄物か廃棄物じゃないかを決めるのは誰か。事業者ですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

事業者。だけど、現場行って見たら、これ廃棄物だよねっていうえば、当然それで指導しなくちゃいけない。

○福田土地対策課長

有価物だということかもしれない。

○片山廃棄物リサイクル課長

前提は、有価物で売れるでしょだってこんな丸太なんで。木くずとは違うんで。

○清水総務局参事

全然話違うんですけど、例えば残土とかあるじゃないですか。残土とかって業者に処分費を払って、処理してもらわないですか。そうすると、もう廃棄物のような気がするんですけど、有価物じゃないじゃないですか。有価物だったらあげるからどうぞどうぞって、その代わりにお金くださいよと。

○片山廃棄物リサイクル課長

だって土って、いらなくなったっていても廃棄物の定義にないんで。廃棄物処理法の中で。いらぬ土っていうだけで。

○清水総務局参事

法の。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうそう。だから廃掃法だと、廃棄物処理法でいってる、例えば家庭から出るゴミを燃やしちゃったら、灰が出るから、それは最終処分場、廃棄物処理場に入れましょうってなるんですけど、土を廃棄物処分場に入れましょうっていうのはできないんですよ。廃棄物じゃないので。

○望月盛土対策課長

残土って、あくまでも有効利用しようっていうのは、大原則なので、廃棄物じゃない。ただし、ヘドロのようなものがあるんですよ。

○清水総務局参事

汚泥みたいなものですか。

○望月盛土対策課長

そうそう。建設発生の産廃になる。

○片山廃棄物リサイクル課長

「建設汚泥」と言って、ドロドロの状態っていうのがあるんですけど。

○内藤総務局長

乾かせばいいってことですか。

○望月盛土対策課長

あとは例えば改良剤入れるとか。それを有効利用できる状態にすれば、産廃から脱出できる。

○清水総務局参事

ちなみに、有効利用とはどういう利用をすることを有効利用というんですか。

○望月盛土対策課長

例えば、ある程度お金を出しても、買っても損をしないとか。

○片山廃棄物リサイクル課長

一番簡単なのって、あるところでは、土が余っちゃったよとかね。

○清水総務局参事

防潮堤の材料にするとかっていう。

○片山廃棄物リサイクル課長

そういうことです。そういうイメージです。

○清水総務局参事

分かりました。すごくイメージが湧くんですけど。

○内藤総務局長

あとよく、園芸土などにしたりとかもするんですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

一番多いのは道路作るとかですね、下に盛って。あとは、防潮堤なんかそうですね。

○清水総務局参事

そういうのは、すごくイメージが湧くんですけど、今回落ちちゃった、あそこに盛られた状態っていうのは、有効利用な状態なんですかね。

○片山廃棄物リサイクル課長

なので、造成用を使うって言っているんですよ。宅地造成に使うって。廃棄物の、また説明の方でもありますが、いわゆる造成に使うものっていうのも、なんて言うんですかね、土の定義の中に入るという。

○清水総務局参事

すいません、脱線して。分かりました。

○内藤総務局長

いいですか。はい、次にいきます。1ページのところ。

○大川井森林保全課長

この間も少し聞いたんですけど、確認です。面積1ヘクタール未満は、条例上は市町村への委任事項になっていると思いますけれども、1ヘクタール以上の場合は県の権限でいいですね。それで、これって、違反指導の場合も同じですか。

○福田土地対策課長

同じですね。

○大川井森林保全課長

後々の検証にも関わってくるのかも知れないですけども、1ヘクタールを超えたときの県の関わりってどうか。開発は、小さい面積から段々大きくなっていくもので、いきなり1ヘクタール以上がぼんと生まれることはないと思う。そういう場合、それは、市の違反指導の権限は、県には移らないですっと市にあるということですよ。

○福田土地対策課長

そうです。最初の計画が1ヘクタール未満であれば、違反指導についても市町です。

○大川井森林保全課長

そうすると、県には違反指導は無いんですか。

○福田土地対策課長

普通は無い。

○内藤総務局長

今の話って、じゃあ計画は0.9ヘクタールで、そうすると、市が受けて指導も市がやって。だけど、それを無断で1ヘクタールを超えちゃったっていう時は県が指導に入るんじゃないかって、それはやっぱり市が指導するということですか。

○福田土地対策課長

そういう意味ですか。

○大川井森林保全課長

うん。

○清水総務局参事

その場合のQAなのか何かどこかに聞いた回答みたいなものがどこかにあったような気がするんですけど。

○望月盛土対策課長

それがね、私ちょっと見たんですけど、6番のまとめっていうのがありますよね。次のページか。下から二つ目のQですが、令和5年度の土採取等規制条例の説明会の資料を抜粋したんですけど、単純に言うと1ヘクタールを超えたから市から権限が消失するわけじゃなくて、ずっと権限を持ち続ける。で、1ヘクタールを超えると当然森林法が適用されますと。なので、両方適用されてしまう。土採取等規制条例が消えるのではなくて、土採取等規制条例がずっと残って、市が指導しなきゃいけない。かつ、森林も適用されちゃうから指導しなきゃいけない。ただ、主は市。指導の主体は市がやるべきじゃないかっていうこと。

○大川井森林保全課長

今、望月さんが言われてることは、法令が途中ですり替わってる訳ですよ。元々は土採取等規条例でやって、1ヘクタールを超えたら森林法でっていう。でもそういうスキームは森林法の中にないので、一つの条例の中で考えたときに、1ヘクタールいってないときは、市が指導してるんだけど、超えたときに、県がそこにプラスして指導に介入していくことがあるのかなんのかなと思って。土採取等規制条例の中で。当然、森林は1ヘクタールを超えれば林地開発許可違反で指導に入るんですけど。

○望月盛土対策課長

土地採取条例は、1ヘクタール以下でも市を指導できますよね。

○福田土地対策課長

できます。

○大川井森林保全課長

1ヘクタールを超えたとしても市を指導できますよね。市はできると思うんですよ。だけど、プラスして、県の指導も入るのかどうかと思って。

○福田土地対策課長

1ヘクタール超えたら、そもそも計画を出し直すんですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

出し直すっていうと、市が手を引いちゃう感じがするんですけど。

○内藤総務局長

結論のところを書くことになるかも知れないですけど、1ヘクタールとかで、ここから下は市で、ここから上は県とかでというそういう分けがそもそもよくないのかなっていう気がして。そうすると、1ヘクタール超えるのを待ってるようなやつもいたりしてですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

だから、受付けた以上はちゃんと責任持って市がやる。

○内藤総務局長

そうそう。受付けた以上は市は最後までやるし、1ヘクタール超えたら県も市と一緒に入ってくるような感じがいいと思うんですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

測量し直して、1ヘクタールなかったよっていえば、それ以降はやめますっていうんですかね。市を指導し続けますって言うんですかね。

○内藤総務局長

逆も然りで県に申請が出てきたら、よく見たら1ヘクタール超えてなかったから、もうあとは知らないじゃなくて、それはやっぱり受けたところがしっかり指導するべき。逆に1ヘクタール超えたからもう、そしたら県になるとか市は関係なくなるとか、そういうのはよくないかなと思ったんですけどね。

○望月盛土対策課長

でも、1ヘクタールまでは市が指導してて、1ヘクタールを超えちゃっても指導権限が無くなるわけじゃなくて、指導は当然やらなきゃいけないんです。ただ主がそのときに、林地法が入ってくれば林地法が主になって、土採取等規制条例も一緒になってやるということじゃないのか。

○大川井森林保全課長

そうそう。なので、違反の場合は、関係する法律が一緒になって、連携してとかっていうことになると思うんですけど。みんなで指導してくということになると思う。

○望月盛土対策課長

みんなであってというのが一番良くないんだよね。それはそれで失敗してるんだよね。第3盛土もそうだけど。

○内藤総務局長

難しいですね。

○望月盛土対策課長

だから必ず主は作らなきゃいけない。

○片山廃棄物リサイクル課長

その見解って弁護士の見解ですか。

○福田土地対策課長

これは弁護士の見解ですよ。そう書いてあった。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○内藤総務局長

弁護士の見解として、「市の指導権限が継続し、同時に県の指導法令に引き継がれる見解が示されている。そうした場合、市が主体的に行為者に指導し、県は補完的に是正指導する立場となる・・・」

○片山廃棄物リサイクル課長

通知等が出てるとかQAで出てるって訳じゃないんですよ。

○望月盛土対策課長

これはQA集に載っている。QA集の元は弁護士に相談してた。

○片山廃棄物リサイクル課長

そういうことですね。条例だからそうか。条例だからそれしかないのか。

○内藤総務局長

こういうとをしっかりと徹底していくべきかなと思いますけど。

○杉本砂防課長

ある基準を超えたら関係ないやっとなっちゃうのが良くないんだよね。

○内藤総務局長

ちょっとそこは、また最後のまとめのところですね、そういうことも書いていきたいと思えます。次は2021年6月29日。

○杉本砂防課長

これは私ですけど。要するに、2021年6月29日にこの打合せ会をしましたよね。

○福田土地対策課長

不適正処理防止連絡会議ですね。

○杉本砂防課長

これは何でこの時期に、何を目的にやったのか。開催の趣旨は。

○福田土地対策課長

これを始めた理由は、以前から富士市から相談があったんです。県議会の質問とか答弁も元はそうなんですけど、だいたい、市町の方で不適切な事例があって、始まっている。これがなぜ始まったかっていうと、元々は富士市からの相談で始まりました。それが何年何月何日かは手元にはないんですけど、富士市から県外からの残土の搬入が増え、不適切な事例が増えて困ってますと。県の条例で、例えば罰金あげてくださいとか、刑罰なんかも上げてくださいという相談があって、そこがスタートになってます。それが段々と煮詰まってきて、この時期に開催したということです。偶然ですけどね。7月3日のこの直前でやったというのは。

○清水総務局参事

資料を見ると警察の方が挨拶とかされて、何か一緒にやってみようみたいなことを言っているから、警察と富士市が主導したのかなっていうふうにもちょっと見えたんですけど、そういうわけでもないですか。

○福田土地対策課長

警察を呼んだのはこちらで呼んだんだと思います。

○杉本砂防課長

そういう問題があるっていう把握はもう昔からしていたっていうことですかね。

○福田土地対策課長

そうですね。だいたい、富士山周辺とか北駿とか伊豆のあたりっていうのは、どうしても県外業者が捨てに来ることが多くて。舞台が、御殿場、裾野あたりであったり、富士、富士宮のあたりが多いということで、この時はその富士が舞台であったということです。

○内藤総務局長

これ、昔、96年とか97年とかに、地元県議の先生が質問をしていて、もっと規制を強化してくれと言っているんだけど、答弁で、残土搬入される地域は限定的だから、市町独自の条例でやればみたいな、結構突き放してるっていうか、地域の課題は自ら解決するっていう。この見解はずっと生きてたんだけど、この2021年の時点では、ちょっとやはりそれは違うのかなっていうことになってきたということですか。

○福田土地対策課長

そうですね。このあたりで条例の改正に向かいつつあったということです。

○内藤総務局長

96、97年あたりのこの考え方が私には理解ができなくて。例えば富士の問題だから、富士が厳しくすればいいじゃないのって言って、富士が厳しくしたら、それは今度は富士

宮に捨てられるだけじゃないかなと思って。だから、もっと大きく網をかけようって考えるべきじゃないかなって僕は思ったんですけど。そういう意見はなかったんですかね。この辺の議論が分かるような書類があまりなくて、答弁書みたいなものはあるんですけど。ちょっとその経緯とか、教えていただきたいなど。3番の方で、これ多分自分が書いたんですけど、これはまた市町村からの要望じゃないですけど、神奈川県で厳しい条例が制定されたっていう、こういう時にあっても、罰則強化をうちもやった方がいいんじゃないかっていう議論は全くなかったのかっていうところを確認したいんですけどね。

○福田土地対策課長

この当時、恐らくはなかったと思うんですよね。

○内藤総務局長

やっぱりこの考え方で、市町が独自にできるようになってるんだから、それでやれば良いと。この■■■■や■■■■から、こういうふうに質問を受けていて、こういう答弁で終わってるってのは何か。

○福田土地対策課長

こういう答弁で終わってるってのは、今にして思うと確かに違和感あるんですけど。

○内藤総務局長

何か確固たる考え方があったのかなと思ったんですけど。付いてる資料を見ると、答弁書が付いてるぐらいで、何て言うんですかね、もう少し意思決定が分かるような。

○福田土地対策課長

今みたいな残土に対する認識が当時は違っていたということですよ、

○内藤総務局長

そんなに大した問題じゃなかったってことですかね。

○福田土地対策課長

土に対する恐怖感ってそれほど無い時代です。

○望月盛土対策課長

元々土採取条例っていうのは残土条例じゃなくて、適切な開発をさせようっていう法律なので、多分そういう発想になってなかったんじゃないかな。一般的に考え方としては、それぞれの地区の問題点は地区で処分しようっていうのが条例なので、それが、オール静岡県が同じような課題があれば、それは条例化をするんだろうけど。今回は富士、特に小山とか御殿場が始まったんですよ。それから道路が整備されて、富士、富士宮。だから初めは本当に局部的なんですよ。それで静岡県の条例を作りましょうっていう議

論は普通ないんじゃないかな。

○福田土地対策課長

こういう話は西の方とか全然なくて、中部もなくて、本当に東の方だけだったという時代なんです。

○内藤総務局長

逆に、県全体の条例なんか作っちゃうと、西の方の人からすれば、足かせになる。

○福田土地対策課長

恐らく文句が出るなんてこともなかったんでしょうけど。ただそこにまでかぶせるような条例を作るのはいかがなものかって話ですよ。

○杉本砂防課長

なので、一応この改正は、もう条例の改正ってこともある意味見据えた会議を開いたってことですね。

○内藤総務局長

じゃあ、次は3番の一つ目は今言ったので、2番目から。

○清水総務局参事

全般の部分は、書く内容の話なんですけれども、現状、制定だとか改正の内容の部分だけ書いてあるんですけれども、何でどういう背景で制定したのかとかですね、何で改正したのかとかですね、条例の制定改正の経緯だとか背景だとかっていうのもですね、ちょっと記載をしないと、ちょっと条例の見直しについて経緯が、ちょっと分からないかなと思ったものですから。そういったものを入れ込んだ方がいいかなと思ったんで、そのようにさせていただきました。あと市町条例の関係なんですけれども、行政対応検証委員会の報告書の方には書いてあったんですけれども、事実関係ってことでですね、県内市町における市町独自の条例の制定状況っていうのも入れ込んだ方がというか、流れというかその状況ということの中ではあった方がいいのかなと思ったんで、書かさせていただきました。あと、先ほど局長の方からもありましたけれども、■■■■県議の質問でですね、■■■■県議が質問した翌年にですね、翌年の4月に御殿場、裾野、小山があの条例を、施行してるんですけれども。もしその3市町が条例の制定、それにですね、至った経緯等が分かるようなものがあるのであれば、そういったところも事実関係として入れた方がいいのかなと思ったところです。

あと、答弁の内容が書いてあるんですけれども、県が何で、その市町の条例によるですね、県全体の規制ではなくて市町の条例による規制を選択したのかっていうですね、考え方っていうのはちょっと分からないのかなと思ってですね、恐らくその裏には神奈川だとか山梨両県で土採取等規制条例みたいな条例を持っているんですけれども、両県

の県境の市町村の方ではですね、県の条例よりも規制が厳しい独自条例をもう持っているという状況があったので、それに倣ったというか同じような考え方だったんじゃないかなと思うので、そのあたりもあった方がいいのかなと思いました。

あと残土の搬入の地域に限られるっていうふうに答弁してるんですけども、何だろう、その調査等を行っていたのか、その当時の状況がもし、さっきここで説明して下さった話の内容だとは思いますが、そういうものがもしあるならば、あった方がいいかなって思ったので、そのように書かさせていただきました。

あと、ページめくっていただいて、平成9年の条例改正についても、やっぱり残土搬入されてる地域に限られているとなってるんですけども、その根拠ってのは何なのかなってところで、添付資料の中に、3市町によって現在施工中の土採取っていうのはあったと思うので、これなのかなあと思いつつ、他の市町村は該当なしという結果だったのかな、どうなのかなってというのが、もしその辺り分かったらいいなあと思ったので。

あと、■■■■県議のものについては、やっぱりその■■■■県議が質問した3か月後にですね、富士宮が条例を施行してるので、市の条例の施行と、市が条例の制定に走ったタイミングと、あの県議のタイミングってのは、質問のタイミングがかぶってるので、何だろう、恐らく何らかの状況があったので、富士宮は条例を、施行するような形になったと思うんですけども。その間にやっぱりあの県に対して何か言ってきたことがあったりとか、要望みたいなのがあったりとかしたりとか、したのかとかその辺の経緯等がもし分かるようなものがあればあってもいいのかなっていうふうに思いました。多分ないとは思いますが。

○内藤総務局長

何か要望書みたいなのも何にもないですか。

○福田土地対策課長

この当時そういうものは恐らくなかったんじゃないかな。特に富士宮とか富士からそういうものが出てたかという、この当時なかったんじゃないかと思います。ちょっと調べてみますけど。

○清水総務局参事

あと2ポツ目はですね、■■■■の質問への答弁の中で、確か、土の採取等は強い規制にはなじまないっていうようなですね、そういった答弁されてると思うんですけども、ここの何ですかね、こういうふうに判断した根拠というか、考え方ってのがちょっとよく分からんかなって。何で強い規制がなじまないっていうのか、何でそういう考え方なのかがちょっと分からなかったの、そこをもうちょっと、もし分かるものがあればいいなと思いました。

○望月盛土対策課長

土採取条例って開発を抑制しちゃうんですよ。今盛土条例って、盛土って後になって

るけど、当時は開発をどんどんさせようっていう状態だったので、条例を作ると開発を抑止的っていうか、しにくくなっちゃうんですよ。だから条例ってあんまり作らなかった。

○清水総務局参事

規制というか、罰則とか厳しくしちゃうとやりにくくなっちゃうと。

○内藤総務局長

開発ができなくなっちゃうからということね。

○望月盛土対策課長

土採取条例ってのは、緑を切ったところ、どんどん開発していいよ、その代わり、緑を切ったところ緑を増やそうっていうような条例なんで。それを残土条例っていうふうに皆さん思っちゃってるので、今回規制がおかしいんじゃないか、緩いんじゃないかっていつてるんだけど、そもそも土採取条例を残土の処分条例に見立てていることがおかしい。

○清水総務局参事

それがメインじゃないということですね。

○望月盛土対策課長

あれはあくまでも残土じゃなくて、緑を復元しようっていうやつ。それを勝手に使ってる訳だよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

それを知っている人はいるの。知らないんじゃないの。

○清水総務局参事

誤解があるとすれば、その条例の目的とかそこら辺はちゃんと。

○望月盛土対策課長

残土で問題だったのは千葉県とか埼玉とかあっちの方の都市部。あそこは残土条例みたいなのを作ってる。静岡県は、ちょっと遅くなって、問題になっている。それは本当に富士山周辺。で、特に東側っていうか、小山とか御殿場で本当に都市部に近いところ。その当時は道路網が発達しなかったから富士、富士宮には来なかったんだよ。来れなかった。最近は高速ネットワークができたから、どんどん入ってきちゃう。で、富士、富士宮が条例を作り始めてる。だから作ってるのはその周辺だけ、8市町だけ。

○内藤総務局長

そうするとやはり県の土採取等規制条例は、弱いということになるんですか。

○望月盛土対策課長

弱いっていうか、元々、土の残土処分のための条例じゃないから。

○内藤総務局長

いや、それは分かりました。それは分かるんだけど、不適切な残土を止める法律としては弱いということになるんですかねやっぱり。

○望月盛土対策課長

弱いっていうか、それを適用すること自体が本来おかしくて、静岡県と同じような残土盛土が出てくれば、残土処分条例みたいなものを作るんだろうけども、消極的だから元々残土があるような8市町が独自に作ったんですよ。

○内藤総務局長

結局、だからそうすると、やはりこの条例じゃなくて、その森林法とか砂防法でしっかり止めるべきだったっていうふうになっちゃうのかなっていう気がしたので。

○片山廃棄物リサイクル課長

それは、県が残土条例を設けるといことですか。

○内藤総務局長

県が残土条例みたいなものをちゃんと作るか、それができないのであれば、やはり砂防法、森林法、これらで言ってるように、他の法律で食い止めなきゃいけなかったっていう結論になっちゃうんですけど。

○望月盛土対策課長

そもそも残土処分条例を作ってる自治体ってのはあんまりない、全国的に。だから、残土処分条例がないから盛土が出てきた、沢山でてきた、まあ結果的にはそうかも知れないけど、タイムラグって出てくるんですよ。当然、バブル期だから平成7年とかその位に、急激に都市部から入ってきた。そのときに条例を作れば良かったんだけど、もう元々土採取条例があって、それを単純に運用してた。そこで思い切って、残土処分条例を作っちゃえばよかった。それを作ってなかっただけ。

○内藤総務局長

そういう検証結果になるのかな。

○望月盛土対策課長

市町が独自でやった。

○内藤総務局長

市町が独自でやったと。

○杉本砂防課長

そもそも論の法律の目的っていうのは、盛土の規制にはそぐわなかったっていうことですよ。それをちゃんと明確に言わないといかんよね。

○片山廃棄物リサイクル課長

法律ですか。条例ですか。

○杉本砂防課長

条例。

○片山廃棄物リサイクル課長

条例。条例の目的ではないんだなと思って。何て書いてあるのかな。

○内藤総務局長

それを認めちゃうってことは、その不適切盛土は土採取条例でやればいいよねっていう判断は間違ってるってことになっちゃうよね。

○望月盛土対策課長

いや、それしか法律がなかったんですよ。条例には。森林法だと1ヘクタールだから。

○内藤総務局長

もうそれしかないっていうことか。そうすると。

○望月盛土対策課長

唯一、8市町は、もうそれを見越して、条例を独自に作ってるわけですよ。だったら熱海市も同じような残土盛土が出てくれば、熱海市が独自で作っていくべき。それを県の土採取条例に頼っただけっていうこともいえるかもしれない。

○山下土地対策課土地対策班長

ちょっと補足でよろしいでしょうか。今、委員の皆さんお話されたことが全てそのとおりでして、そもそも土採取条例が制定されたあの当時、昭和50年代の時代背景としては、今の盛土を規制するということよりも、土採取とはそもそも日常的に行われている行為ということで、緩やかな規制が適当だろうということで届出としていたということです。その後、だんだん首都圏から残土が運ばれてきて、小山町とか、御殿場市は、市町独自の条例を作りたいと、県にも働きかけたんだけど、いや、県は全県的な動きじゃないからってこともあってですね、市町が独自条例を作った場合には県の条例を適用しないという適用除外という手法でですね、平成9年に条例改正をしています。だから、市町が、これ

は厳しい、何か設けなきゃいけないということで、許可制にしなきゃいけないみたいな場合はですね、県は、どうぞやってくださいというような体制は整えているということです。

だんだん残土搬入が、望月課長がおっしゃったように、西の方に伸びてきて、富士市でも不法投棄とか見られるなって富士市も条例を作るようになったと、そういう動きがあったということなんですけれども。じゃあ市町が条例の中でですね厳しい規定を設けるということなんですけども、地方自治法の中で罰則の上限が設けられてまして、懲役2年、罰金100万円以下というのが条件なんです。富士市もその上限いっぱい規制を設けて条例を作ったんですけども、相変わらず、不法投棄の問題はなくなっていないということと、市町独自条例がなく県の条例を適用する市町において、不法投棄が広がっているかということに関しては、令和3年の熱海の災害が起きる前の話なんですけれども、市町独自条例を作っていない、県の条例を適用する市町、県の条例は相対的に罰則が緩いわけなんですけども、そちらに流入しているかというのと、そういう動きが見られていないと当時は分析しています。じゃあ県はどうしたかというのと、県の条例の罰則を厳しくしたとしても、それはもう地方自治法上、罰則の上限があるので、限りがあるということで、国に法制化を働きかけるということにシフトしたということではないかと思います。

○内藤総務局長

はい。ありがとうございます。続きは、清水さんですか。

○清水総務局参事

3ポツ目と4ポツ目がちょっと、ここはちょっとぼっと見ですが。3ポツ目なんかは、条例でそんなことが、何となく全域じゃなくても、地域的な部分も確かそういう条例を定めることができたような気がしたので、こういうふうにしたんですけど。もし、その地域に限られるってことであればですね、その地域を限定した条例を定めるってような考え方もあってよかったのかなと。ちょっとあの、できたような気がするのですが、ちょっと間違っていたらごめんなさい。

あと4ポツ目は、先ほど、内藤局長も仰ったかと思うんですけども、地域の課題は地元の市町自ら改善することがふさわしいっていう考え方が、ちょっと何か違和感というか、地方分権の考え方ではあるんですけど、何か若干問題が違うかなっていう、自主性自立性を高めるってこととはちょっとまた違うのかなっていう気がしたので、当時これがどういう考えだったのかなっていうのがもし分かればなと思って書かさせていただきました。

あと、神奈川県条例のところなんですけれども、本県の条例自体は過去の山梨とか神奈川県とかのですね、県境の市町村における独自条例の成立の実態とかを参考にしてですね、当初制定したと思われるんですけども。平成11年にですね、神奈川県が、県が参考にしたであろうと思われる神奈川県が、厳しい内容に条例を改正してるんですけども、県は当然知ってたんでしょうか。そこがちょっと分かんなくてですね。この付けていただいた資料が、平成24年の資料が付いてるので。そもそも、もしかして知らなかったのかなっていうふうに思っています。

○山下土地対策課土地対策班長

平成 24 年はすいません、ホームページの中から、これはフォルダに残ってた資料から引っ張ってきたんですけど。平成 24 年に作った条例のあらましというもののなのですが、条例はそうですね、平成 11 年施行ということで、つけてありますね。

○清水総務局参事

他県の条例なので、100%知るかっていうと中々知れない、神奈川県が通知でもしてきてくれない限りは、中々その情報をつかむってのは難しいのかなとは思うんですけども。そこら辺どうだったのかなってところとですね。あとはこの知らなきゃ分からない部分なんですけど、元々はやっぱり神奈川県も本県と同じスタンスだったと思うんですけども、神奈川県が何でこの時に条例を厳しくしたのかっていうですね、そのきっかけが何だったかというのがもし分かればと思ひまして。その、関東近郊で何かものすごく大きな問題が起こってですね、条例制定に至ったのかっていうところがもし、当時の状況みたいなのが分かれば、県の条例見直しの検証するに当たっては、ちょっと参考になるかなあと思っただけでちょっと書かさせていただきました。あと、山梨県条例も同じです。山梨は確か平成 20 年ぐらいだったと思うので、神奈川よりはだいぶ後ろではあるんですけども。神奈川県に聞かないと多分、分からないですよ。

○内藤総務局長

それはどうなんですかね。神奈川県が改正したっていうこと自体は、当時は把握してたんですかね。

○福田土地対策課長

どうですかね。ちょっと分からないかも知れないです。

○清水総務局参事

ちょっとここは、もし分かればってところだったので、すいません。

あと、ごめんなさい。このNT会議ってというのは全国ネットワーク会議のことなんですけど、これが開催されたきっかけは何かっていうところとですね、本県はオブザーバーなのはなぜかなと思ってですね。メンバーじゃなくてオブザーバーって位置付けなのは何でなのかなっていうふうに思って、そこがもし分かればと思って書かさせていただきました。

○福田土地対策課長

はい。これは元々大阪が主催で始めた会議なんですけれども、大阪は平成 27 年に条例を制定して、それがきっかけで始まった会議で、全国の情報交換をしようということで始まったものです。本県がオブザーバーで参加した理由ですが、当時はまだ、コロナ全盛の頃だったので、オブザーバーとして参加することになったのだと思います。

○清水総務局参事

そういうことなんですか。それだけなんですね。

一番最後のやつは、先ほど杉本参事(砂防課長)が質問された内容と同じなのでOKです。以上です。

○内藤総務局長

じゃあ、次は。

○杉本砂防課長

1問目は先ほどいったのでいいです。2番目も結局はこれもさっきから出ている話です。要望がどれくらいあったのかなというところが分かればと思って書いてます。3番目が、そういう状況の中で、県としてはどういう状況になった時に初めて見直そうとしていたのか。何か地域の、地域性に任せてたっていうところは、最初の頃はそれでよかったのかも知れないけど、段々と、東から西側へ来てるって状況とか他県の状況の中で、さっきの会議きっかけはのところに繋がってくるんですけど、どういう状況になれば、見直しを考えたのかなって思いました。

あと、風致地区の関係は、これは、いいですか。松村班長。

○松村砂防課傾斜地保全班長

風致地区の関係はですね、これはまた、行政対応の検証委員会の時に本来なら風致地区条例と一体的に適用・運用してればそれなりの抑止効果が得られたのではないかというそういう見解が出されておまして、ただ単純に土採取条例を厳罰化していなくても、ここの地域あれば、他の法令と連携して対応を取っていれば、厳罰化しなくてもある程度規制できた、そこら辺は多分、望月課長も書いている他法令と連携してやってれば、厳罰化したってどうせ効かない可能性だってあるんだからっていうのと同じ趣旨なるのかも知れないですが、そういう趣旨でございます。

○福田土地対策課長

まず一番上はこれはいいですね。県条例の見直しに対する市町からの要望はさっきの話のとおりです。どのような状況になれば、条例の見直しを行うかですが、明らかな指針を定めていた訳でもない。令和3年6月に連絡会議を始めましたけど、あのタイミングで始めた通りだと思います。それから、「風致地区条例と一体的な対応がとられていけば本条例を改正しなくても」というところですが、これは答えようがないですね。

○清水総務局参事

風致地区条例の規制内容と比べてみないと何とも言えないですかね。

○内藤総務局長

これは何を言っているのかな。これって実際、市が。

○清水総務局参事

当時両方とも市だった。部署が違って。

○望月盛土対策課長

土採取条例と風致地区条例とがあって、土採取条例はあーでもない、こーでもないって森林でやってたんだけど、風致地区条例は許可しちゃったんだよね。

○内藤総務局長

しちゃってるんですよ。そういうことなんすよね。足並み揃ってなかったというか。土採取の方で色々指導してるのに、一方で許可を出しちゃったと、こっちの方で。っていうことを多分言われているんですよ。まあ、それはちょっと市の関係かな。

○福田土地対策課長

そうですね。ちょっと何とも言えないです。

○片山廃棄物リサイクル課長

市と情報共有ができていれば、風致地区条例の方も許可しなかったっていう可能性があるっていう、そういうことになるのか。

○望月盛土対策課長

違うよ。市の中で風致地区条例と土採取条例の部署が違ったもんだから、そこで連絡が上手くいってなくて、かたや許可をしちゃった、出していないと、そういうことだと思う。

○清水総務局参事

風致地区条例の許可基準が、何だろう、条件が揃ってればやらなければいけないのか、それとも何か勘案する条件があってそれを勘案すれば止めることができるのかってところもあるかも知れないですけど。風致地区は全然、土採取の方なんか頓着無かった。

○杉本砂防課長

でもすごい厳しいんだよね。

○内藤総務局長

風致地区は厳しいですよ。この前の話だと。

○杉本砂防課長

そこを風致地区を担当している部署が許可を出しているってことは、そこがその後も引き続き、そこをちゃんと指導しなくちゃ、指導というか、みなくちゃいけないけど、何も出てこないじゃないですか。

○清水総務局参事

ええ確かに。許可したってことしか出てこないですよ。

○杉本砂防課長

そう、許可したことしか出てこない。だから、そっちの部署は何やってたのって。だから相手からすると、一方は出して、一方出さないという、変な構造になっちゃってると。

○望月盛土対策課長

そうすると多分C工区も同じだと思うんですけどね。C工区も風致地区条例か、その当時は県かな、許可は出したんだけど、都市計画法の開発行為を取ってなかった。だから横の連携ができてなかったかも知れない、県の中で。

○杉本砂防課長

県の中でね。だけどそれって、同じ課だよ。

○望月盛土対策課長

どうなんだろう、そこはちょっとよく分からない。

○福田土地対策課長

風致地区条例は都市計画課か。

○望月盛土対策課長

担当が違うんじゃないの。

○内藤総務局長

同じ課？

○福田土地対策課長

熱海土木です。

○望月盛土対策課長

何も考えてないかもしれない。

○内藤総務局長

熱海土木は関係してくるんですか。

○清水総務局参事

C工区では県がやってる。

○望月盛土対策課長

C工区は当時は県だったか。

○杉本砂防課長

いつまで県だったんでしたっけ。

○望月盛土対策課長

平成18年3月か。

○福田土地対策課長

全く一緒です。2006年3月31日までは、風致地区条例も都計法も。

○内藤総務局長

土採取も県ですか。

○福田土地対策課長

土採取は1ヘクタールで分かります。

○望月盛土対策課長

維持課と都市計ってことですか。

○福田土地対策課長

用地管理課が土採取をもっていて、風致と都計法は都市計画課ですね。

○内藤総務局長

熱海土木ってみんなで話し合ったりしないんですかね。

○福田土地対策課長

当時はしていなかった。

○望月盛土対策課長

だからこのとき、すごい色々こういう開発行為者からの苦情というか、話が沢山あって、職員がだいぶメンタルでやられたっていうのは聞いたことあるな。この時期は熱海土木はすごいそういうので今大変ですよっていう話は聞いたことあるな。多分色々これで、ガチャガチャやってた頃かな。ずっとやっていたよね。

○内藤総務局長

休憩します。

(休憩)

○内藤総務局長

それでは再開します。4番の所管法令に基づく手続き等についての考察。
資料では4番になっていないですけど。お願いします。

○大川井森林保全課長

4番に書いたんですが、この(1)の当時の条例の運営については、市の方の話なんですけど、措置命令を発出してないんですが、それ出すことによって行政代執行の選択肢も出てくるということを考えると、そういったことを行為者に伝えて是正させることもあり得たんじゃないかと思ひ、それについて、もう少し県が後押しするという事が出来なかったか思ひて、書かせていただきました。権限が(市に)行ってしまっていたので、そういう情報があったのかどうなのかも、その当時は分からないのですが、県の、より踏み込んだ対応があったのかなということを書かせていただきました。

それから、(2)番の条例の改正については、3ページの3のところの一番下に書いてあるんですが、条例の規制効果に問題意識を持ち続けておりと書いてあって、これ、先ほどからいわれてるような問題なのかなと思ひますけれども、具体的に何かこんな問題っていうのがあるのかなと思ひて書かせていただきました。

○福田土地対策課長

1番目は、そうですね。結局当時は市の権限だったものですから、県も当然関わってはいたはずですけど、当時のこの問題について県が関わっていた記録を見た覚えがなく。確かに措置命令を発出すればよかったんだと思ひますけど、実際は発出してないということです。

○望月盛土対策課長

これ、実際にAB工区に措置命令を出してるんですけどね、実際にそれをやっているっていう実績があって、それをここの源頭部のところで当てはめられることが分かってて、それを指導した職員がいる。

○片山廃棄物リサイクル課長

そういう意見ってどこで出してるの。措置命令を。

○望月盛土対策課長

やらなきゃ駄目だよって指導はしている。

○片山廃棄物リサイクル課長
で、過去にはやったことがある。

○望月盛土対策課長
それはAB工区で措置命令出してるよ。

○杉本砂防課長
AB工区で措置命令出しているんだ。

○望月盛土対策課長
AB工区で措置命令出しているよ。

○福田土地対策課長
AB工区って⑤のことですか。

○望月盛土対策課長
⑤です。当時、代執行なんて概念なかったからね。措置命令なんか出せると思ってないんじゃないの、普通。だけど実際にやってるから。

○片山廃棄物リサイクル課長
措置命令をやったのは熱海土木ですか。

○望月盛土対策課長
当時、AB工区はそう。

○福田土地対策課長
条例の抑制効果の問題ですけど、これについてはずっと出てる問題ですが、各市町、色々その時々で場ところは違いますけど、北駿であったり、富士山周辺であったり、そこで残土の問題があり、条例の改正をしてくれという話が来ていたものですから。そのことです。

○大川井森林保全課長
分かりました。次のページにあっていただいて、特別委員会の提言の中で、もっと早期に条例の見直しを行うべきではなかったかという問題提起がされていて、何かそこについて、何か一言書いてもいいのかなって思いました。

○内藤総務局長
特別委員会から提言はですね、それプラス、条例による規制効果の検証、抑制効果がどうだったのかってということと、改正の必要性、その2点ですね。そこが適切な対応が行

われたていたかと。規制効果っていうことでは、先ほども規制が弱いんじゃないかっていう、元々そういう目的じゃないっていうお話でしたけど、色々な文書を見ると、事務所の人が土採取では規制が弱いからみたいなことを言ってるんですよね、現場の担当の方もね。やはりそうなのかなっていう。ただ、特別委員会で証言した先生は、別に決して弱くないよって、措置命令も出せるし。

○清水総務局参事

ただ罰則が小さいっていったら、命令からその先に進むことについては全然考慮してないと思うんで。

○内藤総務局長

そこはこうだけれども、実際はここまでできるよっていう。措置命令出して代執行できるっていう。だから、何ですかね、規制効果っていうのは、あるんだっていうことでもいいんですよね。

○福田土地対策課長

そうですね、私もそう思います。毅然とした対応を取れば取れたんだけど、取っていない。

○内藤総務局長

それは取らなかったというのは執行機関の問題だと。

○福田土地対策課長

そうですね、運用する者の問題ですよ。

○内藤総務局長

ということは、改正の必要性もなかったっていうことでもいいのかどうなのか。ということ、考察で書いていただきたい。

○福田土地対策課長

分かりました。

○杉本砂防課長

そういう前例があればね、非常に参考になってやりやすいんでしょうけど、初めての事案となると、かなり、やり方としては難しかったのかなというか。そこで法律を所管している、今でいうと法務課とか法律相談をもっと活用してやっつけてけば良かったのかなとは思いますが、中々やっぱ、代執行のハードルっていうのは、今はすごく低くなってるけど、低いというか、皆さんイメージ湧くんですけど、その当時っては。行政代執行やっつけていうのはね、皆さん、空港とか土地収用法とか含めてやったけど、そういう大規模な

プロジェクト事業とかそういうのだとイメージ湧くけど、個別のこういうような違法行為に対することに対応っていうのは中々ね。その当時のあれが。

○片山廃棄物リサイクル課長

知識、実績を調べるとそんなにないし、それから、弁護士に相談するっていうのも月に1回とかでっていう話になっちゃうと、その間にも進んじゃうですよ。月に1回だから。それで論点整理とかしてね、担当者だけじゃね、やっぱり法務課とかね、手伝ってくれないとできないような、そんなものもあるし。あとは、何回もできないですよ。県のルールでいくとね、っていうのもあるんで。

○杉本砂防課長

もうちょっとそういう相談できるような体制づくりっていうのが、何だっけ、 が今回のこれを受けて、法務課に困難事案支援チームっていうのができたんですけど、本当に気軽にね、聞ける体制、窓口じゃないですけど作ってもらいたいですよ。本当に。どうも、今そういうのができたとしても、やっぱり相変わらず同じような資料を出させてこうやるっていうような感じなので全然。

○片山廃棄物リサイクル課長

なので、僕も知らなかったですけど、うちの部、くらし・環境部の中でも、くらし交通安全課は自分たちで弁護士費用を予算で取って、それでもう相談して、基本的な方向性とかね、そういうのを相談してメールでもう返してもらおうとか何かそういうのやってるらしいですよ。そういうのってありなのって言ったら、何で駄目なのみたいな。そもそもかかるんでしょけど、だけどそういうので予算措置して、実際に相談してるって言うので。

○杉本砂防課長

そうですね、そんなのもできるようになったんだ。そういうやり方もあるし、自分の場合はね、今回のこの逢初川の関係で法務課の人とかなり顔見知りになれたっていうこともあって、杉尾日向の関係はどんどんどんどん相談できるんですけど。そうじゃないと、もう初めてのところだと、やっぱりちょっと構えちゃうと思うんだよね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうそう。弁護士相談が、あれを一枚書くのもね、まとめるのもね。何書いてるのとかね、言われたりね。

○杉本砂防課長

そうそう。気軽に相談できるようところが一応できたけど、もっと気軽に。そうすると今度は、もっとお前ら考えてこいとかって言われちゃうかもしれないけど。

○内藤総務局長

実際条例でできるということになってたけど、現実的にはなかなか難しかったとなると、やはり改正した方が楽だったのかっていうことですかね。

○清水総務局参事

命令とかその部分でいうと、許可制にするとかそっち話か。罰則を厳しくするだけでそんな変わらないかなって思うんですけども。

○内藤総務局長

届出じゃなくて許可にするとか。

○片山廃棄物リサイクル課長

だけど条例もね、罰則そんな強くないって言うかね。

○福田土地対策課長

地方自治法の限界がある。

○片山廃棄物リサイクル課長

事業者がいうのはね、たかだかその程度のことで、自分らはもっとでかい話をしてるんだって、それぐらい払ってやるわみたいなね。

○福田土地対策課長

その程度の罰則でやめるとは思えないですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

常套句だよな。

○杉本砂防課長

そうですね。

○清水総務局参事

盛土規制法ぐらいの罰則だったら抑止力は上がるかなと。3億でしたっけ。

○望月盛土対策課長

罰則はあんまり関係ないかも知れない。

○杉本砂防課長

じゃあ何が一番いいんですかね。

○望月盛土対策課長

実際に、まあ、確かに罰則は必要なんだろうけど、法律できただけだと意味がなくて、監視体制の強化をしないといけない。監視することによって、即罰則に通じる訳じゃないですか。今回、盛土規制法、土採取条例とかも全てそうなんだけど、条例とか法律はできてるんだけど、罰則を適用する人がいないんだよね。見つけてこれを適用しようっていう人がいないし、だから、元々そういう組織体制なってるから。だから上手くいってない。だから仮に盛土規制法ができたとしても組織をしっかりとしないと、監視体制を強化しないと駄目。今回の盛土条例は確かに、地方自治法上の最大のやつを使ってるけども、実際には富士山麓なんかは現場は不法の盛土は止まっているんですよ。なぜかという、警察と一緒に我々監視体制組んで、常に現場行って、そこで摘発をさせてる。去年1年間に7件摘発してる。だからそういう実績があって、それが積み重なって、盛土条例は厳しいというそういう噂が広がってくる。だから、静岡に土を入れないようにしようというような、雰囲気になってくるのかな。ただそれは、一部のブローカーであって、本当に知らないチンピラ的なものはまだはびこってるわけだ。現に本当にちっこいやつはまだ置いている。だけど大きなブローカーはもう実際に止まっているっていうようなのが、この前警察と一緒に話して、そういう話になった。だからやっぱり、確かに規制を強化するのも必要だけど、監視を強化しないと話にならない。

○杉本砂防課長

監視して見つければ、3億円ってなるからっていうこともあって。見つからなきゃいいよっていうんじゃない。見つかった場合はもうこうなっちゃうぜっていうところが、見つけるっていうのを、もうちょっと力を入れてけばより。

○望月盛土対策課長

大体、今回盛土規制法が施行されて、他の都道府県で今一番困ってるのは組織なんだよ。法律は簡単に作れるんだけど、作って運用できるんだけど、罰則をするような仕組になっていないので、実際に人がいて、特に警察がバックにいればいいんだけど、そういう組織になっていないので。行政が現地行って捕えるかっていったら捕まえないよね。たまたま入り方も我々は警察の職員が沢山いるから、そこで一緒に行って、その悪徳業者と対峙ができるんだけど、普通の職員できないって。怖くて。

○杉本砂防課長

そうだよ。怖いよ。確かに。

○片山廃棄物リサイクル課長

事前情報がもう怖いしね。あと、警察職員も、警察の身分を、要するに警察官としての職権を持ってこないの、一職員なんですよね。だから、ただの行政職員ですっていう対応をするので自分は警察官とかでっていうそういう話はしない。

○望月盛土対策課長

ただね、捕まった人に話聞くと、分かるんだって。これは警察官だなとか。

○片山廃棄物リサイクル課長

廃棄物とかでも行くんですけどね、もう質問の仕方が違う。もう職務質問だもん。要するに向こうも慣れてるんで、そうやって言っているんですよ。向こうが言うのは、県の人たちだとね、「お宅何々さんですか」って言うんだけど、向こうは名前を聞く、その後に生年月日を言えって言うんですよ。生年月日を言うってことは、いわゆる犯歴だとかそういうことを全部聞くようになる、そういうような聞き方をしたりとか、要するに行政職員じゃない聞き方をする。だから、その人は絶対違うって。向こうも言いますよね、お前警察官かって。いいえ違いますって。

○福田土地対策課長

やはり警察を怖がるんだね、業者は。

○片山廃棄物リサイクル課長

やっぱ違うっていいですよ。なので、そういう、何ていうか、立ち入りのノウハウというか、そういうのも必要になるかもしれないでしょうね、職員として。兼務職員もなんかいっぱい盛土の方は今やっていますけどね。やっぱ連携していくっていても、行けないですよ、兼務職員じゃね。行けて言われても。

○内藤総務局長

じゃあ、次に行きますか。

○大川井森林保全課長

5番のところに書いたのですが、源頭部の話になるかなと思って、5番に書かせていただきました。これは先ほどからお伺いしてる話と同じです。県が、1ヘクタールを超えたときに、もうちょっと支援してやるというか、手を差し伸べてやるというか、そういった手はなかったのかなってという感じで書きました。その二つ目のポツは、その裏返しの話なので、そういう考察がなくてもいいかなと思って書きました。

○福田土地対策課長

これはそうですね。本来、県は出ていくべきだったんですよ。2ポツ目は確かにそのとおり。1ヘクタール未満ということで、県は手を引いてしまっていた。

○内藤総務局長

1ヘクタールって、途中から超えたんですって。

○大川井森林保全課長

一番最初は超えたんです。森林法で指導していた2007年の時は、はっきり超えていて、そのときは是正させてるので。それで、2008年に是正が終わった後は、相手も1ヘクタール超えちゃうと困るんだということはわかっていたと思うので。結局最後は、土採取等規制条例の届出書の面積が、0.9696ヘクタール。1ヘクタールにいかない面積での届出になってるんですよ。1ヘクタールを超えてやっていた時期はあった。

○内藤総務局長

先ほども出てきたような話ですけど、1ヘクタールを超えたとなったら、今度は県が出て行くっていうのが通常なんでしたっけ。

○福田土地対策課長

本当は出なきゃいけない。

○清水総務局参事

ただ、県は1ヘクタールを超えてないっていう認識でいたはずなので。熱海市は1ヘクタールを超えてるっていうふうに、主張というかはしてたんですけど、県の方は超えてないという認識だったので、そこは手を出していないっていうことです。

○片山廃棄物リサイクル課長

さっきの話に戻っちゃうと、要するに一義的にやるべき人がいるわけなんですよ。どっちの行政機関かっていう議論はありますけど。

○杉本砂防課長

今かみ合っていないよね全然。だってこっち、1ヘクタールで森林法が是正指導した時期がありますよね。

○大川井森林保全課長

一番最初はそう。

○清水総務局参事

これは一番最初のときです。そこが変わって、是正が終わった後に、盛土をし始めたときには、0.9946ヘクタールでしたっけ、なんかそれぐらいの届出を出してやってですね。で、途中で何かFAXか何かで、1.2ヘクタールぐらいの求積図を出して送ってきたんだけど、それは正式な手続きじゃないし、ちゃんと測量したものでもないからってことで、正式なものとして扱わないよっていう判断があって、そこはなので県としては1ヘクタールを超えてないっていう判断で。ただ、いや、そうは言っても超えてんじゃないのっていうのが、市はそう思ってたんだけど、1ヘクタール以下だっていうことで、市の方は対応はしていたんですね。県と市で話をして、当面は市で対応するっていうような方向でまともだったっていう記録が残ってるので。それが多分2011年の3月とか、多分そこら辺の。

○内藤総務局長

それから記録がなくなっちゃって。

○望月盛土対策課長

ただ法律上ね、1ヘクタールっていう縛りになってるんだけど、構造的にね、50メートル超えてる訳じゃないですか。構造違反っていうのはないの。

○杉本砂防課長

ありますよ。森林法のところに出たけどね。そういうことだよ。

○望月盛土対策課長

何で1ヘクタールって議論ばかりしているのかなと思って。そもそも15メートル以上だったら、本来駄目なんだけど。しかも、シミュレーションしたらアウトでしょ。それなのになんで平気で1ヘクタール超えてないから大丈夫だっていえるの。

○杉本砂防課長

そうだよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

設備とか、構造っていうイメージがないんですかね。概念がね。

○清水総務局参事

でも土採取で届出を出すときに、出すんですよ。

○望月盛土対策課長

出す。だから、それは空白で出して、受取っちゃてるですよ。そんなこと普通あり得ないんだけど。で、15メートルで書いてあるわけでしょ。実際は15メートルじゃないし。

○清水総務局参事

届出とは異なるやり方をしてるから、それで突っ込めばよかったってことですよね。面積がどうのこうのじゃなくて。

○望月盛土対策課長

そうそう。

○福田土地対策課長

だいたい最初に形式的な要件を備えていないのに受理しちゃったこと自体がそもそも間違いの始まり。

○片山廃棄物リサイクル課長

そこを議論してもしょうがないけどね。

○清水総務局参事

そこは、行政対応検証委員会でも検証されていて、訴訟にも関わってくるところになるので。土採取条例の適用関係については。

○内藤総務局長

この条例については、論点は、さっき言ったように規制の効果がどうだったのかっていうことと、改正した方がよかったんじゃないかっていうところなので。そこに焦点を絞ればいいかなと思いますので。

○内藤総務局長

次、最後。これは望月さんですか。

○清水総務局参事

ごめんなさい、全般のところは私だけですけど。ここはただ、4から6という形に分けないで、元々作っていただいたやつも3つで、まとめて書いてある。こんな形でいいんじゃないかなっていうところと、あとはこの見直しの部分については、県として至らなかった点とかも多分あると思うので、そういった考察も加えてった方がいいかなっていうところはちょっと書いてないですけども、改めて読み返してみてもう一度、意見として入れさせていただきました。これはまた全体のバランスを見ていく中で、出てくる形になるかなと思います。

○内藤総務局長

じゃあ、望月さん。

○望月盛土対策課長

土採取条例の規制が弱くて問題の業者が土砂を流入させたんじゃないかっていう質問に対して、そうばかりではないんじゃないかって私は思って。確かに条例は緩やかで、外から流入しやすい状態だったってのは事実だと思うんです。ただ、実際に、小山町とかあそこら辺の周辺で、地方自治法の最大のね、罰則の懲役1年とか100万円っていうのを使っている自治体が多い中で、やはり止まっていないっていう実態あるので、じゃあ、県の土採取条例を最大懲役1年とかにした場合にじゃあ止まるかと、多分止まらないと思うんです。というのが、一つ結論です。さっき松村君が、他の法令と連携すればいいんじゃないかって話があるんですけど、まさにそうかなと思って。AB工区からどんどん広がって、CDEと、それから源頭部につながっていく訳ですよ。AB工区で止めることができたなら、じゃあ全部が止まったんじゃないかなと思ってらるんです。AB工区からこのC工区に上がるときに、なぜ止められなかったのかと。元々県庁とか熱海土木はもう止め

ようと、許可出さないようにしようという動きをずっとして、で、やっぱり一体性の確保ができてないから、同じ会社じゃないからってということで許可を出して、ずっと進んじやったというような結論になっていますので。そこで都市計画法とか、宅地造成法の違反で1回何か罰則を与えたときに、次に申請ができなくなっちゃうんですね。都市計画法でいうと信用がないとか。そういうものを、合わせ技をすれば大丈夫じゃないかなと思って。例えば、今許可を持ってるところを、それはもうしょうが無い、許可出しちゃってるので、それを是正するしかないんだけど。やっぱりその申請者としては許可がもらえないと、次に開発できないんですよ。それを開発させないためには許可を出さなければいい。そのときに信用力とか、犯罪歴があると、許可出せなくなっちゃうから、そのために多少でもいいから、何か罰則をしておく。別の案件でもいいから。そういうことをやっていけば、広がらないわけですよ。例えば、土採取条例でも、非常に罰則は弱いよ、ただ、刑事罰をそこで課せば、違うところには、今度は行けなくなっちゃうんですよ。だから、土採取条例が確かに弱いけども、それで罰則をさせれば、次に止められるから、そういうことを使えばいいんじゃないかと思うんです。実際に我々、今、盛土対策課でやってるのは、最近、不法盛土は確かに減ってる。その代わりに許可を出して、実際に許可を取得して盛土する業者は多くなっている。だから、なんでかっていうと、今まで不法に盛土してたやつが、そういう連中が、許可をもらって平然とやろうという動きになっている。それはそれでいいと思うんだけど、そこで我々はそれを分かってるから何かしつぽを捕まえようという泳がす。そこで無許可とかいう事例を作って、もう次に申請させないようにしようというようなことをやっている。だから、そこだけを見るとそうなんだけど、広い意味で色んなことをやれば、いいんじゃないかなという気はしますよね。っていうのが二つ目のポツですね。

あと、一番最後の9ですけど。これはさっき言った話ですよ。

ということで、私の結論としては、確かに条例としては、土採取条例は弱いけれども、やり方とか、あとは本当に職員の監視体制を強化することによって止められるんじゃないかと思っています。特に警察が入ればね、そういう力の強化はされるんじゃないかと思っています。

○杉本砂防課長

さっきの1回罰則を与えておけば、次の開発が止められるって話があったときに、その、一体性の話。業者が。

○望月盛土対策課長

ただ、それは、尻尾を掴まなきゃいけないんだよね。

○杉本砂防課長

そう。だからここで、彼らが学んでしまったのは、会社の名前を変えればいいっていうのを覚えちゃったじゃないですか。だから、やっぱりその一体性っていうところが、どう判断するかっていうか。

○望月盛土対策課長

その、一体性というのが国の基準、国の法律なんかはあんまり明確に書いてない。だから、解釈になってるんだよ、県の。相変わらず、協議に一緒の人が来てるわけですよ、**■**が。で、会社の名前が違うんですよ。それって一体性じゃないのって。

○清水総務局参事

それはいいんじゃないですかね、やっちゃっても。まあ相談をした上でですけど。

○福田土地対策課長

■イコール(=)**■**じゃないんだけど、**■**で、**■**が入って、**■**ってつながりがあるんですよ。

○清水総務局参事

でも、なんか変な代理人みたいな人が入ったじゃないですか。それは、**■****■**の人が代理人で入ってるわけなので、それはもう一体でくっっちゃっていいんじゃないかと。

○福田土地対策課長

やろうと思えば、できたと思うんだけど、やらなかった。

○清水総務局参事

ちゃんと弁護士に相談した上で「いってもいいですか。」と言って、「いいじゃない。」っていわれたら、いっちゃえば良かったのかなって。それじゃ駄目だっていわれたらいけなかったかと思えますけど。

○福田土地対策課長

駄目にするという前提がなかったような気がするんだけど。

1回措置命令を出せばそれでよしにするっていうような何かそんな感じですよ。2発目はやりたがらなかったと。

○杉本砂防課長

でも熱海市としては、元々は開発してもらいたかったんだよね。それが根底にあるのかね。

○福田土地対策課長

そうなんです。言わなかったけど。

○望月盛土対策課長

まさにだって、移管された後、もう数週間ぐらいで許可出して、数か月後に完成検査

ですからね。

○大川井森林保全課長

望月さんがさっき言ってた、罰則を与えるっていうのは。

○望月盛土対策課長

行政指導とか行政処罰とかね。

○大川井森林保全課長

監督処分というか、中止命令とかでもいいんですかね。刑事罰っていうか、そこまでいなくてもいい。

○清水総務局参事

都計法もあれですもんね、命令出されたっていう実績だけで駄目にしてますもんね。だからそれでいいということですかね。

○大川井森林保全課長

それでいいと。

○福田土地対策課長

他法の措置命令でも十分いけるんですよ。

○清水総務局参事

そこはやっぱりあれなんですかね。都計法は、法律だか規則だかに、許可条件の中にその信用っていうのが、ちゃんと。

○福田土地対策課長

法律の中に盛り込まれてる。

○清水総務局参事

法律の中に書いてあるからですか。森林法は違うって仰ってましたよね。

○大川井森林保全課長

書いてないです。

○清水総務局参事

そこら辺の違いがあるんですかね。

○福田土地対策課長

宅造は止められたですよ。都計法だから。

○大川井森林保全課長

それって、罰則までいってなくて措置命令までしかいってないやつを知るっていうのは、しかも他法令のやつだと難しいですよ。

○福田土地対策課長

だから、職員がよっぽどしっかりやらないと。こいつ止めるんだよっていうことで。

○望月盛土対策課長

照会かけるんですよ。盛土条例だと照会かけるし。犯罪歴あればもう分かるんだけどね。

○大川井森林保全課長

ですよ。

○福田土地対策課長

暴力団とかね。

○内藤総務局長

だから審査の時に聞くしかないよね。

○大川井森林保全課長

あともう1個、聞いていいですか、参考までに。措置命令の2回目ってよくやるんですか。

○福田土地対策課長

同じ相手に2回っていう意味ですか。

○大川井森林保全課長

やってる同じ行為に対して2回っていうのは、あるんですか。1回やっても、いうこと聞かないくて、もう1回とか。

○望月盛土対策課長

よくやるのは、1回停止命令出して、措置命令とか。工事が継続しているときに、1回止めなきゃいけないから、停止命令出して、次に是正の命令ですよ。

○大川井森林保全課長

それはありますよね。それは同時であったり、別々であったりっていうのはあるかも知

れないですけど。

○望月盛土対策課長

是正の仕方っていうのは、是正の内容が変われば、2回、3回ってあるんじゃないかな。

○片山廃棄物リサイクル課長

やらなくて期限来ちゃうじゃないですか。来ちゃったとき。見解は弁護士に相談するか、我々の有識者に聞くと両方の考え方があるみたいで、元々その通知ってもう行政処分を出してるもんだから、その効果ってもう有効ですよって考えれば、2回目って出す必要はない。あとは督促するとかね。もう出しているから早くやれって。もう1回出すっていうのは、結局まだやられてないので、もう1回出すっていうのはあるけど。うちはもう1回目が出たって言うので2回目は出さないというやり方でやっていますけどね。

○大川井森林保全課長

どっちもあるんですね。なるほど。

○望月盛土対策課長

あと、告発をすることによって、刑事罰が確定するまでに、猶予もraitたいばかりに是正をするっていうこともあるみたいですよ。

○大川井森林保全課長

それはあるかもしれないですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

あと、措置命令のとは分かった事実だけ、そこだけ先にかけてちゃうっていうのもあるんですよ。例えば今回のでいくと例えば、A工区ならA工区でとかとって、そこだけ分かったら先にかけてやっって、他のところが疑わしかったら、また後から、この区域ってやってくと。

○内藤総務局長

いいですかね。それでは、これで一応ですね、土地採取等規制条例についての確認は終わります。

○清水総務局参事

一番最後のところはいいですか。

○内藤総務局長

ごめんなさい、すみません。

○大川井森林保全課長

条例の見直しについての考察をまとめるのであれば、この3番の考察のところで、何かこういうことが問題意識を持ってたとか書いてあるので、それに対する何かまとめとして、今後の対応とか、何かそういうのを何か前向きなものを書いた方がいいのかなと思っただけなんで。その中に書かれればいいのかなど。

○内藤総務局長

まとめのところについては、この前皆さんからいただいた意見なんかも踏まえて、あと提言の内容もですね、言われてることに答えるような形で、一部見直しをします。

それでは、各法令の行政対応に係る事実確認等に関する確認事項についての意見交換はほぼ終わりなんですけど、廃棄物処理法が、まだ説明がまだ終わってなかったということで、片山課長の方からお願いします。

○片山廃棄物リサイクル課長

説明のところまででいいですか。準備があるので。

○内藤総務局長

説明までお願いします。じゃあ、1回休憩しましょう。

(休憩)

○内藤総務局長

それでは片山課長お願いします。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい、お願いします。それでは廃棄物処理法ですね、概要とか考察の説明をさせていただきます。お手元にですね、前回おわけした資料ですけれども、1番で検証の対象である場所ですけれども、こちらにつきましては、検証委員会の方で使われている用語、源頭部北西側区域という言葉ですね、いわゆる⑥区域のことだと捉えてですね、ここに対してどういった土地改変行為が行われているかというところで捉えてですね、いわゆる検証をしていきたいと考えております。

概要につきましては、まず⑥区域の所にある、いわゆる産業廃棄物ですけれども、1ポツ目、2019年の2月ぐらいから熱海市の⑥からちょっと離れた所にありますけども、日金町という別の所においてですね、XXXXXXXXXXが関わる建設解体、これで生じた産廃でありますけれど、当時、同社の造成地だった熱海市伊豆山分譲地に運ばれて、源頭部北西側区域に野積みされたまま放置されたというような状況であります。

当時、土地所有者でもあった[]の[]に対して、がれき類等の撤去計画の提出を求めたが、資金難を理由に撤去を拒んだと。県は、解体工事を施工したのが[]ほか、各複数の関係者がいたということで、関係者から聞き取り聴取を行うとともに、当時関係した者に、廃棄物処理法に基づいて報告を求めた、いわゆる18条報告と言われるようなものです。しかし、[]が産廃の排出事業者であることを特定するための契約書などの資料は得られず事実関係は明らかにならなかった。

その後ですけれども、2011年の2月ですけれども、放置された産業廃棄物を含む一帯の土地、これが[]個人に転売して取得したと。

○清水総務局参事

今日配ったこっちの説明はないんですか。

○内藤総務局長

今はどっちをやっているのかな。

○清水総務局参事

これはどういう扱いですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

逆にこっちでいいですか、皆さん。

○内藤総務局長

今片山さんが言ってるのは前回配った…

○片山廃棄物リサイクル課長

前回配ったのと初めのは同じなんで、皆さんが見やすい方で。

○清水総務局参事

この二つ書きぶりが違うなと思ってですね。最終的にはどちらですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

最終的には右方が修正版の方になります。

○内藤総務局長

じゃあそれでやりましょう。

○片山廃棄物リサイクル課長

じゃあ、すいません。説明の方を少し訂正いたします。では、2ポツ目の所から行きま

す。当時の土地所有者でもあった■■■■■に対して、がれき類等の撤去を求めたが、資金難を理由に撤去を拒んだと。それからですね、熱海市からの通報を受けた県が源頭部上部の崩落を修復していた残土に混じって木くずが確認されたということで、これを取り除くよう、■■■■■らに指導をしたと。そしたら■■■■■の関係者によって、その木くずまじりの土砂は源頭部北西側区域に移動され、当該作業の完了を確認したということです。

その後ですけれども、2011年2月に放置された産業廃棄物を含む一帯の土地を、当時の建設会社社長の■■■■■個人が取得したということです。■■■■■は土地の購入に当たって、産廃の撤去、これを、売った元のですね前の土地所有者に求めたけれども、これに応じてもらえなかったと。で、県は2013年1月に■■■■■自らが撤去する旨の書面、これを受理したということがございます。

この書面には廃棄物であるがれき類を再利用したい旨の申し出があったんですが、具体的な作業計画を確認するため、2013年4月に立ち入り検査を行ったところ、■■■■■の指示でがれき類が地中に埋められていたことが判明したと。この廃棄物を埋めた行為は、投棄であると考えられたが、■■■■■が撤去する意思を示したため、県はがれき類を掘り起こして、適正に処理するよう指導を継続したというようなことが、⑥区域における土地改変行為の概要ということでございます。

それでですね、○(丸)ということで書いてございますけれども、現所有者の投棄への関与に関する調査というのが、特別委員会の方から、こういったことはどうだっていうふうに聞かれている内容の一つでございまして、本事案における現所有者の■■■■■の関与時期は、いわゆる■■■■■から土地を取得した2011年2月以降と考えられます。県は源頭部に持ち込まれた残土の中に、廃棄物の木くずを確認した時期というのが、2010年8月31日であることから、当時木くずが■■■■■の関与によって投棄されたとは考えられない。また、■■■■■の関与による投棄を調査した記録はないということで考えております。

ページをめくっていただきまして、2番ですけれども、源頭部北西側区域(⑥区域)に関する廃棄物処理法の概要でございまして。廃棄物処理法の目的ですけれども、廃棄物の排出を抑制しつつ、その適正な処理を通じて生活環境の保全を図るということでございます。これが目的です。それから、不適正処理の事案への対応ということで、廃棄物処理法に基づきます一般的な調査の流れは次のとおりとなっております。

県の方で、まず行政指導をですね、事業者に対して、指導票などで行うということで、指導に従えばですね、廃棄物等は撤去されていきますので、その事業は完了するということになります。ですが、行政指導に従わないということで、生活環境保全上の支障又は支障の恐れが発生してくるということになってきますと、次にいわゆる行政処分に向かって調査を進めるということになります。事実を認定するためにですね、関係者からのいわゆる聴取、聴き取りとかですね、証拠の収集、報告聴取というものを行って、措置命令ができるような状況をですね、事実を認定して措置命令を発出するということになります。措置命令に従って撤去すれば指導措置命令は完了するということになります。措置を講じないですとか、措置が不十分、あるいは措置を講ずる見込みがないということであれ

ば、県が支障の除去ということでいわゆる代執行を行っていくということで撤去が完了すれば、費用を請求して費用を納付させるということで、あとはお金の回収に行くということになります。

ページをめくっていただきまして、次のページでございませけれども、措置命令につきましては、知事は処理基準等が廃棄物処理法の中でございませるので、処理を適正にする基準、これに適合しないような産廃の処理が行われた場合には、行われて生活環境保全上の支障があり、又は、生じる恐れがあるというときには、必要な限度において、その支障の除去等の措置を行うことが命ずることができるということで、規定されております。廃棄物の処理って言った時にはですね、保管から収集運搬、それから実際に処理、処分をするというような、いわゆる最終的なですね処分行為、俗に言う埋め立てが最終処分になりますけれども、これに至る全般を処理とってまして、焼却ですとか破碎、脱水といった中間処理っていうのもこれに含まれていくということになります。

それから措置命令の対象者、誰に出せるかでございませけれども、現に処理基準に適合しない廃棄物の、(上の記述で言いますと)保管ですとか収集運搬、処分等ですけども、そういった行為者であって、処理基準等が適用されるものであるかどうかは問わないということであります。加えて委託基準やマニフェストに関する義務に違反し、産廃の不適正処理があったときは、行為者のみならず排出事業者も命令対象となるということでもあります。

それから行政処分のための事実認定ということですけども、廃棄物処理法に基づく県による調査は罰則によって、その実効性を担保する形式がとられています。適正処理の確保ですとか、生活環境の保全、法規制の潜脱防止を目的に違反行為の事実を客観的に認定し、悪質巧妙化する事案に対して速やかに行政処分を行うことにあります。

行政処分をするに当たっては、法に基づく立ち入り検査ですとか、18条報告と言われるもの、こういったものを活用して、違反行為の事実を把握することに努め、いくつかの事実から、特定の事実を推認して判断する過程から、過去の法執行事例にも即した総合的判断も重要であります。そのため、法の重要な解釈指針である行政処分の指針というものを参考としております。

立ち入り検査っていうものにつきましては※の1ですけども、事実関係や現場の実態を把握するための手段で、行政処分等を行う上で立ち入る必要がある場所を広く含んで、これは県内だけには限らないということになっております。18条報告、いわゆる報告徴収と言われるものですけども、産廃に対して県が事業者等に対して、産業廃棄物の処分等に関して必要な報告を求めることができるという規定がございませ。規定の運用上、相手方が廃棄物でないということを主張する場合であっても、社会通念などに照らして、廃棄物であろうと判断できるものである場合は、報告徴収ができるということで求めることができます。

それから、産業廃棄物の排出事業者責任というものがございませ。産廃の一時的処理というのは、排出事業者にあるっていう考え方をします。排出事業者が自社処理する場合というのは、いわゆる許可を持ってる方をお願いするのが一般的ですけども、自社処理という場合は許可は不要ということになっております。事業者は一般的にはです

ね、事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物、これは自らの処理責任で適正に処理しなければならないと、法でなっております。で、事業者はその産廃を自ら処理しなければならないということになっております。

上記の処理を業として行う、つまり特定または不特定の人を対象に社会性を持って反復継続して行うということにつきましては、産業廃棄物の部分については知事の許可が必要になってくるということでございます。表を見ていただきますとですね、左と右にわかれていますけれども、左側の方はですね、事業者が自ら行うというときにはですね、適正に産廃の処理基準に従って処理しなければいけないですよと、運搬等、あるいは処分、そういったものについては、ちゃんと基準に沿ってやらなければいけないですよということになります。一方右側ですけれども、専門の業者に言って委託するというところになった場合っていうのはですね、委託してちゃんと処理しなさいよということになってまいります。そうした場合ですけど、箱の下の方に行きますけど、委託に伴う義務としてはですね、適正な処理料金を払う。

それから、処理責任がありますので、実際に現場を確認するということをしなさいいけないと。これは委託してるんで、それはちゃんと確認しなさいよということ、それに努めなければならないということになります。それから、委託契約は当然ですけども、書面によって行わなければならない。それから産廃の制度としてはマニフェストを交付してですね、それが適正に一定期間にですね、処理するっていうのを確認するようなそういったものになりますけれども、それが、マニフェストが戻ってこない、お願いするのに、処理しているかどうか最終のマニフェストが戻ってこないっていうときにはですね、その状況を把握して適切な措置を講じなければならないということで、こういったことが排出事業者には責務がかかってくるということになります。

次に健康福祉センターによる行政指導でございますけれども、県庁、それから健康センターとありますけれども、健康福祉センターが、管轄する管内の業者等に対してですね、指導をしていくというスタイル、形に、組織上なっております。

健康福祉センターによる行政指導ですけれども、廃棄物該当性というのがまずありますので、廃棄物かどうかというのを廃棄物処理法を適用するかどうかの一番最初になります。廃棄物該当性を判断して、法の範囲内において一定の行政目的を実現するため、特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導ですとか勧告、助言、その他ということで、行政処分に該当しないものを、指導としてできるということになります。任意の口頭指導を除く指導票の交付ですけれども、違反等の事実を確認した場合には、是正のための必要な事項を明示して、受領の署名をさせて、書面によって行うということをしております。

で、先ほど申した廃棄物該当性の判断ですけれども、一般的には廃棄物かどうかというのは、視覚的、感覚的に区別できるような簡単な判断ができそうに思われがちですけれども、実際には非常に慎重かつ繊細な判断となる場合が多く、訴訟でも争点になることがよくあります。一つ今回の事例なんかでいくとですね、廃棄物の判断っていうところについてはですね、土砂、あるいは土砂に類するもの、土砂に準ずるものっていうのは、基本的に廃棄物処理法の対象外となっております。

こういったこともございまして、廃棄物に該当するかどうかというのは、行政処分の指針では次の判断要素を総合的に勘案して判断すべきとしておりまして、よく総合判断説とかってというような裁判の判例等もですね、そうやって言われておりますので総合的に判断するというのが廃掃法の考え方になります。「物の性状」と言いまして、利用用途に適合した品質であるかどうか、それから、排出の状況ということで需要に合った計画的な排出であるかどうか、それから通常の取り扱い形態ということで通常はどのような取り扱いがあるとされているのかどうか。それから、取引価値があるのかないのか、有償で譲渡されているのかなど。それから、占有者の意思ということで占有者の意思は合理的であるのかどうか。こういったことを総合的に判断するということになります。それから、よく出てきますけれども、不法投棄等に利用され、されないための土地の管理、いわゆる土地所有者に対してという、そういった観点でございまして、土地を所有占有又は管理する排出事業者は産業廃棄物の不適正な処理が行われないようにするため、その土地を適正に管理する義務がございまして。

法の第5条では、土地又は建物の占有者、占有者がいない場合は管理者としますが、その占有し又は管理する土地や建物を、清潔に保つよう努めなければならないということで、清潔に保つ義務がありますということで、努力義務を課しているということでございまして。廃棄物処理法の概要はですね、今言ったところが主なものになります。

次のページでですね、3番ということで、源頭部北西部、源頭部北西側区域、いわゆる⑥区域における事実関係の整備についてです。こちらについてはですね、関連します源頭部の①区域というところもですね、木くずや瓦礫があったということで、そういったこともありますので、併せてですね、⑥区域と①区域、こちらの方を時系列でA3のリストを、A3版でですね整理をしております。こちらは既におわけした時系列の方を見ていただければと思います。

時系列の方は、どうでしょうか。ざっくり言った方がいいでしょうか。それとも、見てあるよということで、省略させていただいた方がいいでしょうか。

○内藤総務局長

見てありますけど、皆さんどうですか。見てありますか。

○委員一同

ある。

○片山廃棄物リサイクル課長

いいですかね。あ、すいません。ちょっと見てもらっていいですかね。ちょっといくつか見方というか、少しどんなふう書いてあるかっていう、ちょっと書き方とか見ていただけると、少し見やすいかなと思います。左側が源頭部になります。右側が⑥県頭部北西側区域ということで⑥区域ということになります。で、⑥区域にですね、いわゆる産廃が置かれたってようなことが始まって、廃棄物所管課が廃掃法で指導を始めていくというのが、2009年の2月5日ぐらいから始まっていくということになります。それで

すね、その途中でですね、源頭部の方に木くずが混入の確認の通報が連絡があったとかですね、がれきなんかがあったということで、右側の方で、どういったことを対応したかというのが、整理してあるということでございます。

で、大きな流れといたしましては、1枚めくっていただいてですね、中段よりも下側ですけども、括弧書きでですね、書いてございますが、大きなポイントとしては、、の方からですね、土地所有権が土地が売られてですね、に土地が売られたということがまず大きな、廃掃法上のいわゆるターニングポイントと申しますか、ここで少し指導する内容が変わってくるということでございます。

それからですね、あと1ページめくっていただきまして、に所有権が移ってきてからでございますけれども、が下の方に行ってますね、2013年の4月16日っていうところがありますけれども、ここで先ほど概要で説明いたしましたけれども、ここでが土地を購入したっていうことからですね、今度は廃棄物を埋めた、埋めてしまったというような行為をしたということがまたここで一つ、行為としてがした行為があるということでございます。この辺りのところからですね、少しこの⑥のところ、いわゆる事実確認をした年月が、半分から右に書いてあるところがありますけれども、主に誰に対して指導を行ったかっていうことで、少しですね、その書き方が、主に行った指導、それから関連して行った指導ということで、いわゆる、それから、ということで、いわゆる指導の対象者がどっちかっていうことをメインにですね書いてるところが主に書いてあって、副的なサブ的なものについては、段を少し下げてですね、書いてあるということで見ただけだと、主に誰がやったことに対して、どう指導していくかっていうのが分かるかなと思います。それからあと後ろにですね、括弧書きでAとかFと書いてある番号っていうのは、いわゆる廃棄物の、いわゆる公文書の番号、公表されてる番号ということになります。

それではA4版の方に戻っていただきましてですね、4所管法令に基づく手続き等についての考察ということでございます。(1)ということでも、事案の対象者など全容把握のための情報整理というのがまず適切であったかということで考察をしております。1ポツ目でございますが、源頭部の北西側区域に野積みされたがれき類等は、その性状等から熱海市日金町における解体工事現場から生じたものであると推測がされました。2008年から2009年にこの日金町における解体工事に係る工事発注元というのを調査しましたが、産業廃棄物の処理委託に関する内容は確認できなかったということでございます。

それから、産業廃棄物の排出事業者の特定に向けて調査を行ったところ、解体工事現場を統括していたの、との関係性というのは不明であります。が、は現場で生じたがれき類等約1500立米を当時、源頭部北西側区域に運搬した事実が判明いたしました。運搬先がが取得した開発エリアの一角であったことから、当時、がれき類等の処分を行うために、がを介して、脱法的に廃棄物を処分する意図があると推認されたという状況がございまして。関係図ということでですね、この情報を関係図としてまとめたのが、そこにある図のとおりでございます。確定までは至らず推認というところしか、辿り着けなかったというような

状況でございます。廃棄物処理法で言うところのですね、誰が発注して、誰が請け負ったかっていうところが大事になってくるので、そのところを調べたんですけども、排出事業者っていうところにはいわゆる■■■■■なのか■■■■■なのか、関係性も分からずどちらかを確定できなかったというような状況であります。

それから次のページに移っていただきまして、建物の解体工事における産業廃棄物の排出事業者を特定するための調査手法、調査は適切であったかということでございます。県は工事に係る関係者からの18条報告、これを活用いたしました。これによれば、工事の元請は■■■■■であると推認はされましたが、産業廃棄物の処分に係る契約書などの文書は判明せず、委託基準に違反して、許可のないものにがれき類等を収集運搬させ、これを山積みにして放置する不適正な保管であると推認はされました。

■■■■■本人は、がれき類等は自社物の一時仮置きであり、■■■■■は■■■■■の社員であるということを主張をいたしました。(3)といたしまして、関係者に求めた18条報告の内容は適切であったかということでございます。こちらにつきましては、■■■■■が主張する自社利用のための仮置き、これを覆すために調査を行いました。が、同氏ががれき類の処理に関して指示した内容や金の流れだと、具体的な書証は確認できなかったということでございます。当事者である■■■■■や■■■■■の供述に加えて、重機で作業していた作業員への聞き取りや、源頭部で残土処分を行っていた事業者にも報告聴取を行う対象を広げましたが、源頭部北西側区域に山積みされたがれき類等の排出事業者責任が■■■■■にあるかどうかを特定することができなかったということでございます。

それから、悪質な業者に対する認識が甘かったのではないかと、あるいは、■■■■■に措置命令を発出するなどの対応はできなかったかということでございます。これにつきまして、県は産業廃棄物の不適正な保管に関する調査を進めましたが、事実関係に繋がる客観的証拠に乏しいことから、次善の策として、土地所有者による清潔保持の義務の履行を求めて■■■■■に対して、がれき類等を適正に処理するよう、最低限の行政指導ということで、2009年2月から2013年11月まで不定期で20回以上電話連絡を行い、毎年、本人への直接面談を行ったということでございます。しかし、■■■■■は資金難を理由に、県の指導を拒み続けたということでございます。

(5)の視点といたしまして、■■■■■に対する指導から■■■■■への撤去要請を進めることに力点を置いたのは適切だったのか、ということでございます。2011年2月に伊豆山分譲地の所有権が■■■■■に移転し、■■■■■本人から残置された廃棄物を撤去する旨の誓約文書が提出されたため、県は■■■■■による撤去が、現実的かつ速やかな事案の解決であると考えまして、■■■■■に対する指導から■■■■■への撤去要請を進めることに力点を置きました。

(6)ですけれども、■■■■■に対する廃棄物の処理責任に関する法解釈は適切であったかということです。土地の売買契約において、■■■■■は源頭部北西側区域に残存するがれき類等を撤去することを、締結する覚書を■■■■■と交わしましたが、■■■■■はこれを反故にし、履行しなかったということでございます。廃棄物処理法の解釈によれば、

■■■■ですけれども、土地所有権を取得しております。■■■■は産業廃棄物の排出事業者には当たりません。ただの土地所有者という、土地を取得した時点ですけれども、排出事業者には当たらないため、当該がれき類等を処理する責任はございません。

次のページに行きまして、この排出事業者についての考え方というのが、建設廃棄物の処理指針というのが、平成22年度では廃棄物を排出する者であって、建設工事においては、発注者から直接建設工事を請け負った者、元請会社が該当するとされております。産業廃棄物の保管用地の売買に伴う保管責任につきましては、当該土地の売買によって当然に移転するものではないとされますが、がれき類等が残置されているということを知りながら、当該土地を取得したのであるから、買主である■■■■は、がれき類等を長期に放置した管理責任は免れないのであり、県は土地所有者の責務について説明し、管理者である■■■■に清潔保持義務の履行を要請をしました。これにつきましての考え方は、廃棄物処理法Q&Aというものに記載されておまして、保管責任が買主に移転することを明らかにし、かつ、土地の売買価格に保管の費用等を見込んでるような場合は、買主に移転するものと考えられることができるというような考え方が示されております。

それからよく(7)でございましてけれども、■■■■に対する県の対応が甘かったのではないかということで、廃棄物を埋め立てた■■■■に対し、早期に行政処分を検討すべきではなかったのかということでございまして。県は■■■■が現場において、鉄筋の除去、木くずの分別等の作業を自ら行い、自らの土地の造成計画において当該がれき類を破碎して再利用したい旨の利用計画を提示したため、破碎したのがれき類が廃棄物に該当しないかどうかを判断し、事前に当該破碎物に係る県の確認を受けたら使えるよということを条件に、これを容認する意向を、■■■■に回答をしております。県は■■■■が善意をもって廃棄物を撤去するという意向を示しましたので、がれき類以外の廃棄物の撤去計画を提出するよう、任意の要請を繰り返しながら、事案の解決を図ろうとしました。県は■■■■の指示で、しかしになりますけど、■■■■の指示で2013年5月までに、当該がれき類は砕いてその場に埋め立てたという事実を確認いたしました。

このため、当該行為は産業廃棄物の処理施設の無許可設置、法律ではですね、処理施設を作るときには許可を受けなければならないという、こういった条文がありますので、■■■■に対して埋め立てたのがれき、これは掘り起こして適正に処理するよという指導をしております。指導は書面で5回、面会取得も7回ということで行っております。無許可で埋め立てている状況というのはですね、廃棄物処理法に定めた処理基準に該当した状態で、整然と埋めたということが推測できないということで、本人がいわゆるみだりに廃棄物を捨ててはならないというふうな法の条文がございましてけれども、これに抵触するということが疑われました。そうですが、県は■■■■が瓦礫を掘り起こして撤去する意思を示し、■■■■が意図して廃棄物を捨てたという事実までは推認できないことから、速やかな解決を進めるよう■■■■に撤去計画の作成を求め、具体的に検討協議するよう指導を継続したということでございまして。

それから(8)でございましてけれども、産業廃棄物の不適正な処理に対する県の監視指導体制や、他法令を所管する熱海市や関係機関との情報共有、調査体制っていうのは適切であったということでございまして。こちらにつきましてもですね、すいません、その

ということでございます。

「イ」につきましてですけれども、県は■■■■■に対して、瓦くず、陶器くず等の廃棄物を適正に処理するよう指導表を交付しました。県は以降、源頭部への新たな廃棄物が混入される恐れがあることから、定期的に現場を監視する必要があるとして判断して、継続的なパトロールを実施しました。括弧書きに書いてございますが、源頭部進入路付近に下ろされた廃棄物の処理確認を行った県の記録はなく、適正に処理されたかどうかというのは確認ができない状況でございます。こういったことはですね、考察をしていかなければならないっていうところであった。それから、考察のための事実の整理としては以上のようなこととなります。

まとめといたしましてですけれども、4、5の考察を踏まえた再発防止等の観点等での今後の対応ですけれども、県は監視パトロールを継続するとともに、不適正に処理された産業廃棄物の適正処理に係る指導、及び行為者の特定に関する調査の実施については、行政裁量として認められる範囲内で適切に行われていたといえる。建物解体で生じたがれき類等が源頭部北西側区域に放置されたことで、通常人をして生活環境に支障が生じる恐れがあると思わせる状態にあったと考えられます。また再発防止の観点から、最悪の事態を想定し災害防止を目的とする他法令所管部署に情報提供、情報共有をすべきであった。現在、再発防止の観点で以下の取り組みを行っているところであります。一つは廃棄物混じりの土砂への対応ということで、廃棄物混じりの土砂に対する各法や盛土条例が相互に連携できるよう、令和4年度から職員を相互に兼務するなどして、立入検査や情報共有していくということで対応しております。

二つ目といたしましては、関係機関との連携ということで、廃棄物混じりの土砂と思われる事案につきましては、盛土等対策会議メンバーとして、関係機関に事案を報告して情報共有を行っていくといったところで、こうした対応もしております。参考までにですね、行政処分の指針というものがどういうものかということでですね、行政処分をするにあたってはですね、行政処分いたずらに繰り返すというような、下線部分ですけれども、とどまっている事例、あるいは、これは不適正処理を行った業者が、いわゆるなりを直したということで、これ許認可ですけども、そういったものを許すというようなことが見受けられるようなことが全国的にあるとかですね、あるいは下の下線部ですけれども、都道府県におかれては、違反行為が継続し、生活環境保全上の支障、こういったものをですね、招くことがないように事前に防止するようなことで適正処理を確保して国民の不信感の払拭ということで積極的に行政処分を実施されたいというような通知が出ているということで参考で書かせていただきました。廃掃法のもので、いわゆる概要の整理、法的な考え方の整理、それから考察等につきましては以上のように考えております。

説明は以上です。

○内藤総務局長

はい。ありがとうございます。

これからまた皆さんの方にですね、この書面でやりますか。

○清水総務局参事

そうですね、いったん出していただいたものがあるんですけど、それに追記するような形で、ちょっと改めて提出をしていただけたらと思います。

○内藤総務局長

確認をしたい事項については、また書面でですね。これはいつまでにしますか。

○清水総務局参事

次の会が8月23日の午後になるので、とりまとめる時間も考えて、火曜日の午前中ぐらいとかでもいいですか。その時にできているものでいいです。

○内藤総務局長

あの、できる範囲でお願いします。

○杉本砂防課長

ちょっと確認させていただいてもいいでしょうか。今回これは、源頭部北西側区域⑥、要するに源東部北西側区域っていうのが⑥区域のことでいいですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね、はい。

○杉本砂防課長

この1ページ目の3ポツ目のところのね、木くずが確認されたのは、源頭部上部の崩落を修復していた残土に混じって廃棄物「木くず」が確認されたって、これってどこのことを言っていますか。

○片山廃棄物リサイクル課長

いわゆる源頭部。崩落した場所の中になります。

○杉本砂防課長

①ですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

①です。①の中であって、それを撤去して場所だけ移動したというイメージになります。⑥に持っていった。

○杉本砂防課長

①のものを⑥に持って行ったよっていうことですね。

○杉本砂防課長

そうそう。あるいは■■■本人が喋ってるのか。というのがちょっと、そこを前に読んでいたときに、どっちなのかなと思ってね。こういう風に誰がしゃべってるのかな、本人がしゃべってるのかなって。

○片山廃棄物リサイクル課長

土地自体は本人名義なんですよね。ですから、本人名義であって、会社の資産にはなっていないので、基本は■■■本人。

○内藤総務局長

でも■■■の時は■■■って書いてるからいいんじゃないですかね、やっぱり。

○片山廃棄物リサイクル課長

ですから、本人のために動いているのか、会社の使用人を勝手に使ってるのかっていうところはありますかと思いますけど。

○内藤総務局長

■■■を訪問したが不在。■■■が退職したので■■■に聴取するとかって書いてあって、その下に■■■を訪問して面談って書いてあるから、これは■■■本人なんでしょうね。多分。

○片山廃棄物リサイクル課長

で、分かれば、もし違う、いわゆる会社として対応してたんだったらそこはちゃんと書けていうことですよ。

○杉本砂防課長

例えばね、7ページの(7)のところの1ポツ目でね、県は■■■が現場において鉄筋の除去、木くずの分別等の作業を行い、自ら土地の造成計画において…と書いてあって。2ポツ目も、県は■■■が善意をもって廃棄物を撤去する意向を示したって、これも■■■本人かな、とかさ。なんかその、■■■にも会社としてのというか、組織としての■■■と、本人が言っている■■■のどっちかなって。

○片山廃棄物リサイクル課長

これ自体は■■■個人が、これ書面で出してるので、作業は■■■は多分やっていないので。■■■がこれ多分、現場の誰かに指示をしてとか、そういった言葉が入ってきます。これは確認して文章を直します。

○杉本砂防課長

はい。分かりました。

○内藤総務局長

なんか[]っていうのもね、「[]」が違う[]が二つが出てくる。

○片山廃棄物リサイクル課長

僕もそれ確認したんですけど、記録上はどっちも使っちゃってるので、どっちが本当なのかっていうのは。

○内藤総務局長

二つあるわけじゃなくて。

○清水総務局参事

誤字かもしれない。

○片山廃棄物リサイクル課長

そう。当時の誤字かもしれない。なので、そのときの記録をそのまま使っているということですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

じゃあ、登場人物はA3の左上とかに、どこかに入れておいた方がいいですかね。それか、A4の方で登場人物を1回整理しておいた方がいいですかね。

○内藤総務局長

そうですね、確か森林法が何かのときにはそうやって整理してくれてあったような。

○清水総務局参事

登場人物なら多分こっちのほうがいいですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

ではこっちに(森林法のように)整理します。

○内藤総務局長

一つだけ確認させてもらってもいいですか。2ページ目の制度の概要の所ですけども、県と事業者とありますが、県が最初に行政指導をやって、事業者が指導に従います、で、撤去しました。それで終わりですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○内藤総務局長

だけど、従わない場合は、措置命令に行く前に、生活環境保全上の支障又は支障の恐れが発生…

○片山廃棄物リサイクル課長

ってというのが条件になるので。

○内藤総務局長

条件になると。ということは、最初の指導に従わなくても、この生活環境保全上の支障または支障の恐れが発生しなければ、結局それで終わりですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうです。例えば鉄くずがそこにドンと置いてあるという時には、いわゆる飛散って風で飛び散るとかですね、あとは、流れ出てっちゃうってというような、そういったものがなければ、ごみが置いてあるっていう状況なので。生活環境保全上の支障がないと、廃棄物が生活環境に悪いことをしてるんだっていう状況がないと、そこから措置命令というのは出せないということです。

○内藤総務局長

行政指導はするけど、それだけで終わっちゃうということですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そういうことですね。

○清水総務局参事

そこら辺はまたちょっと詳しく、この場じゃないですけど。なんかやったもん勝ちに聞こえちゃうので。

○片山廃棄物リサイクル課長

だからイメージ的にはゴミというか不要な物が置いてある、不要かどうかも分からないですけど。

○清水総務局参事

極論言っちゃうと、人が住んでないところに捨ててしまえば、やったもん勝ちっていうふうになんか聞こえちゃうんですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

例えばですけど、よくあるのは有害物が置いてあって、それが川に流れ出たりして、住民が気づいて通報して、現場に行ったらそんなものが置いてあったとって調査を始め

て、原因者が分かる、それで片付けろ、っていうのがあるんですけど、単純にそういったものが置いてあるだけだと、それってなかなか探知されないっていうか、そういうようなところですね。

○内藤総務局長

その生活環境保全上支障または支障の恐れっていうのは、何か定義があるんですか。具体的に。

○片山廃棄物リサイクル課長

具体的には一番分かりやすいのは生態系への影響があるとかですね。例えばなんですけれど、木が枯れているっていうことは、きっと何か変なもの、有害物が流れてそうなってるんじゃないかとかですね、あと分かりやすいのだとですね、道をふさいでるだとかですね。

○内藤総務局長

ということは、さっき片山さん仰ったように、風で飛んでいきそうもないただの鉄の塊みたいなものが置いてあるだけだったら、恐れはないと。そうすると、そういうのがゴロゴロ置かれちゃっても、一切命令できないということになるんですね。指導はするけど、従わなくてもそれで終わりだと。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。はい。ですから、あとはそこが将来的にどうかっていうことも、要するに広く捉えて命令をかけるっていうことは可能かも知れない可能性はあるってことですね。

○内藤総務局長

今回、でもその、開発のところにゴミを持って行って、⑥とか①の所に持って行ったやつについては、支障があるというふうな判断で色々指導をされていたということですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

まずはそういったものがあるっていうことで、いわゆる原因者をまず。原因者に片付けさせるっていうのが、廃棄物処理法の第一原則なものですから、誰がこのゴミを出したんだ、というところで、そいつに片付けさせるっていうところで。わからなくても行政指導ができるんで、関係した者、現場にいた者とか、行為をやった者については誰でもいいので、もうそれは行政指導をまずかけていたと。

○内藤総務局長

今はまだ行政指導しかやっていないのか。

○片山廃棄物リサイクル課長

行政指導はあらゆる人にあの現場にお前やったんだという、そういった人には指導はしていたと。じゃあ誰がやった、誰がそれを出したんだっていうところで、いわゆる事実関係を調査して、措置命令かけられないかっていうところで、いわゆる調査権を利用するとかですね、立ち入り検査をやっていく、そういったことはやってきたと。そこは廃棄物処理法に基づくやるべきことということで、そういったことはやってきたと。

○内藤総務局長

措置命令をかけようとしたんですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。まず、廃棄物の排出事業者、誰がこれをこんなところに出したんだというところを調査するっていうところで、まずそれをやったと。あと生活環境保全上の支障というところで、あとは変なものが流出しているっていうようなことっていうのは、いわゆるそういった報告とかがなかったの、そういったことはないのかどうか、現状ではないだろうというところで、事実認定をまずは排出事業者は誰かというところから始めたと。

○内藤総務局長

生活環境保全上の支障はなかったと。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○内藤総務局長

そうすると、措置命令を検討するものにも、そもそもこれがなければ措置命令はできないんですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね、はい。

○杉本砂防課長

じゃあ今は行政指導のところで止まっているということ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そういうことです。

○杉本砂防課長

今度P部をなんかちょっと動きがあるんですけど、それを行政指導の中でやってくれるっていうことですか。あ、Pではなくて、さっきの⑥のところ。

○片山廃棄物リサイクル課長

⑥の所については、今本人が片付けるって言ってるので。なので、上手くいったらいいからあれですけど。

○杉本砂防課長

なので今、右側に行こうとしているということですよ。行政指導から指導に従うっていう矢印の。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうです。あと、本人がこのあと、第2盛土みたいに片付けていくというああいうイメージになっていきます。

○杉本砂防課長

そういうことか。

○内藤総務局長

これ、■■■■に指導表を何回も何回も出してるじゃないですか。それって、何回溜まったら命令に行くのかなと思って。

○片山廃棄物リサイクル課長

それは、指導したって実績が重なってるだけです。

○杉本砂防課長

下(の矢印)には行かないってことか。

○内藤総務局長

一番最後に参考につけてくれた国からの通知なのかな。これに、行政指導をいたずらに繰り返すにとどまっている事案や、不適正処分を行った許可業者について原状回復措置を講じたことを理由に引き続き営業を行うことを許容するって書いてありますけど、まさに、行政指導をいたずらに繰り返すにとどまっている事案みたいな感じですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

これがいたずらになのか、あとは、相手が一応行政指導に従う意思を示している、ただそれが、それをどう取るかっていうところ、それから生活環境保全上の支障、ここところが、果たしてそういう考え方でいいかどうかというところがあるのかな。

○杉本砂防課長

しかしこう言ってるんだよね、住民もね。埋まってるからなんか流れてくるんじゃないかってね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうです。だから「心配でしょうがない」って言うんですけど、我々の方はそういった事実があれば、要するにどこそこに埋まっている、あそこに埋まってるんだっていう所がもう間違いなくわかっていけば、当然そこは試掘と言って掘って、そこにあれば撤去させるってことはしますし、変なものが出てくるっていうことであれば、その関連性を調査して、それがいわゆる産業廃棄物から出ているのか、あるいは、土壌の方から、土砂が汚れて汚染されてんじゃないかとか、そういったところで、廃棄物であればそこは廃棄物処理法でそこは対応するっていうことがあって、土砂が汚染されているっていうことになると、またそれは土砂ということで廃掃法からまた外れちゃうことになるものですから。

○清水総務局参事

そこら辺の細かいさっきの生活環境保全上の支障だとか、何でしたっけ、砂防法の関係だとか、QAだとか逐条解説みたいなものをつけていただいたりとかしたじゃないですか。廃棄物処理法も、もしそういう参考資料みたいなものがあつたらいただけませんか。

○片山廃棄物リサイクル課長

生活環境保全上の支障とは、っていうところのですか。

○清水総務局参事

それだけじゃなくて、廃棄物処理法の基本的なところっていうんすかね、今回の事案に関係する条文だとかその条文についての逐条解説だとか、もしくは国の通知とか、国が出してるQAみたいなものがあれば、ちょっと参考にいただけないでしょうか。

○片山廃棄物リサイクル課長

それでは、逐条解説、それから、行政処分の指針の通知とかですかね。QAとかですかね。

○清水総務局参事

そうですね。こういう場合はどうするんだみたいなQAがあって、それに対して国が答えてるとか、なんかそういう一般的なものがもしあつたら。ちょっとなかなかやっぱり理解が難しいので。

○片山廃棄物リサイクル課長

ええと、何て言うんですかね。生活環境保全上の支障ってやっぱ結構、個別事例・事案に対しての対応になってくるので。とりあえず逐条、基本的なものを。

○清水総務局参事

そうですね。一般的な解説みたいなものを。もしあれだったら何だろう、紙とかじゃなくても、もしデータになってるものを頂ければ、また皆さんにもお配りしますので。

○片山廃棄物リサイクル課長

基本的には、条文の逐条解説みたいなものがありますので、まずそのあたりから調べます。はい。

○望月盛土対策課長

質問です。4ページのね、健康福祉センターによる行政指導ってありますよね。そこからずっと下に下がって、廃棄物、括弧、土砂、土砂に類するもの、土砂に準ずるものは、対象外と。それ以外は廃棄物っていうことですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね、はい。

○望月盛土対策課長

この、土砂の対象外の「外」の概念ってというか基準みたいなのはあるんですか。木くずが入ってたら廃棄物にはならないんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

木くずが入っていたら、木くずは分別して撤去する。っていうのが基本的な考えです。

○望月盛土対策課長

源頭部って結構木くずが入っていますけど、どういう扱いになりますか。

○片山廃棄物リサイクル課長

考え方としては、塊であった廃棄物、木くずは撤去した。ということで、あとは基本的に残土処分場に、そういったものが混じっていた。いわゆる廃棄物混じりの土砂っていうのがあったという認識。

○望月盛土対策課長

それ今ね、工事が今終わったんですけど、相当入っているんですよ。

○大川井森林保全課長

相当ですか。

○清水総務局参事

撤去したものの中ということですか。

○望月盛土対策課長

そう。

○片山廃棄物リサイクル課長
木くずがですか。

○望月盛土対策課長
木くずというか色々なもの。

○片山廃棄物リサイクル課長
まあ、いわゆる廃棄物ですね。

○望月盛土対策課長
当然見れば分かるよねと思うんだけどさ。指導して撤去させたんだよね。

○片山廃棄物リサイクル課長
撤去はさせましたね。

○望月盛土対策課長
と言いつつ入っているんですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長
だからそれは、いわゆるいつの時点で入ったものなのか、そこは確認できてないので。当然そういった現場を見れば撤去しろという指導は、二つの事例のように指導はしますし。で、片方のがれきの方なんですけど、最終的に撤去したかどうか確認できてないんですよ。指導票は切ったけど、がれきをそこに置いてるじゃないかって言って、撤去しろっていう指導票は渡して、今度来たときにはもうそれがなかったって話なので、それはもう確認しようがないってところで、それは一つの課題かもしれないんですけど。要するに、次に来たときにない。

○内藤総務局長
やっているところを見ないと確認できないんですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長
そうです。だからそれで片付けたっていう、別のところでも片付けたんだって言うんだけど、記録を見るとそれは信用できない。

○内藤総務局長
埋めちゃったんですかね、どこかに。

○清水総務局参事
片付けたって言ってそれをどこに持ってったとか、そういうことは確認はしない。一応

はしている。

○片山廃棄物リサイクル課長

そこは聞いたりはしていますけども。はい。それを確認する一つの方法というのが、いわゆるマニフェストということです。

○清水総務局参事

でもそれが無いんですよね。

○片山廃棄物リサイクル課長

それは無いんです。だからそれがどこにあるんだって言われても、分かりません。

○杉本砂防課長

■■■先生がね、叱責しているのは、そういう事案が今後起きないようにするがために、この廃棄物処理法を再評価もう一回したほうがいいんじゃないかっていうふうに言っているんで、今望月課長が言ったこの土砂に類するものと土砂に準ずるものは対象外っていう、このところを明確に何か表現しないと、うまく説明しないと。何かちょっと。

○片山廃棄物リサイクル課長

なので、法律のたてつけ上は、廃棄物に土が無いんですよね。

○杉本砂防課長

なので、そこら辺を、うちのこの委員会としてね、法律的なこういうようなところを変えらるか、何かそういうふうにもた、うちとしての今後の方針というか。

○片山廃棄物リサイクル課長

法改正の提言みたいな。

○杉本砂防課長

そうそう。提案じゃないけど、まあそういうふうになってくるのかもしれないし。ちょっとこの、問題点を明確にする一つの項目として、ここが、非常に今回、ポイントかなと思ってらるんですけどね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そこが今、いわゆる盛土規制法があって、あとは廃棄物の方は連携してやっていけばやっていきましょうというところで、廃棄物は廃棄物、土砂は土砂ということで、適正に分別、まずは分別はちゃんとやってくれというところで、そこはあと、そういった事案を発見したら、両方での法律上あるいは条例で対応していきましょうと。今はそういう体制にしていくと。

○望月盛土対策課長

最近、残土処分場はね、厳しくなってるんですよ。受け入れも厳格にして、廃棄物等が入っていると一切受け入れないんですね。で、木くずも入っていたら受け入れない。今までは受け入れたんだけど、ここ1、2年で大幅に変わったんですよ。それは国の方で、リサイクル法を強化しろとかそういう動きの中で、適切な方向になってるんだけど、逆にどうしてもやっぱり、がらとか木くずが入っちゃうじゃん現場で。絶対に入っちゃうじゃん。それを振り分けとかすればいいんだけど、できるわけがないところがあって、そういうのが今後ね、不法投棄が多くなるんじゃないかと思って。

○杉本砂防課長

細かく砕いてですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

細かく砕くっていう事例があるのか。

○望月盛土対策課長

まあ、例えば、本当に公共事業はある程度は分別したりするんだろうけど、民間事業なんて面倒くさいから金もかかるし、そのまんま、現場で掘削したやつをそのまま残土処分場に持ってけばいいんだけど、今までは受け入れたんだけど、もう受け入れられなくなっちゃったから、もう単純に全部捨てちゃうしかなくなっちゃうんですよ。なので、不法投棄が増えるはずなんですよ。ただ、実際現地に行ってみると、土があったり木くずがあったり、それって廃棄物なのかと。廃棄物だと担当が違うよねとか。本当、廃棄物と普通の残土とよくわからなくて、それで廃棄物に相談するとこれ廃棄物じゃないから盛土だよねって盛土に返されて、じゃあこれってどうやって処分するのっていった時に、普通の一般の残土処分場では受け入れてくれないわけですよ。まあ、振り分けすればいいんだろうけどさ。そこら辺がね、分かりにくいなど。

よくあるのが、実際に写真見ると、木くずが入っているよね、これって廃棄物だよねって廃棄物課に連絡していってもらおうと、いや、もう指導しましたと。表面だけ取りましたと。だから後は盛土ですから盛土対策課がやってくれと言うわけ。だけど掘ってみれば出るんだよね。表面だけ綺麗にすればいいってということじゃないんだから。だから、そういうのが含まれてて、今回盛土のところに、源頭部のところに木くずが入っていた、それを指導して綺麗にしましたと。だから問題ないんですよっていう話になっちゃってるんだけど、本来もっと厳しく指導して、中まで掘れとかね、そういうのはやるべきじゃないかと思うんだけどね。

○内藤総務局長

それはどっちがやるんですか。

○望月盛土対策課長

当然、分かった段階で、廃棄物としては権限があるわけだから。

○片山廃棄物リサイクル課長

ですから、まあ、源頭部の①のところは、大前提は残土処分場ということで、市が届出を受けていたってところなので、土砂を処分する場所だよってところで、そのところってというのは熱海市が所管しているところであって、その中で通報があって、いや廃棄物が入っているよっていうとこで、そこは指導に行って、そういった事例については対応したというところ。それ以上入っていたところってというのは、そういった事例は確認してないというところ。あと、小さな木くず等というのは、あったのかもしれないですけど、そこってというのは廃棄物混じりのいわゆる土砂、土砂だっていう、そういう考え方で当時対応したということだと考えています。

○内藤総務局長

また、これは今後、質問していただいて確認をしていきたいと思います。

じゃあ、一応これで終わらして。

次は清水さんの予定の確認です。

○清水総務局参事

先ほどもお伝えしましたが、今回は8月23日の水曜日の午後なので、1時半開会ってというような形でですね。

○杉本砂防課長

はい。分かりました。了解しました。またこのぐらいの時間までかかることを想定してますか。

○清水総務局参事

そうですね。一応延長ありってさせていただいたので、この前ちょっとメール送った時に。延長はありますか。

○清水総務局参事

午後の時間が取れてるのが次で、その次とか次とかは午前中だったような形なので。後ろがないのは、直近では次回だけだかなってところがあるので。

○片山廃棄物リサイクル課長

いつだっけかな。もう覚えていないな。8月23日の後って。

○清水総務局参事

1週間後です。また23日の状況とかで、もしかしたら追加の日程とかって相談をさせ

ていただく可能性もあるかもしれないんですけども。ちょっとなかなか難しいなどは思ってるんですが。

○大川井森林保全課長

次回 23 日に廃棄物をやるんですよね。

○清水総務局参事

そうですね。廃棄物からスタートします。イメージとしては。

○大川井森林保全課長

そのあとなんですけど、そのあとどういうふうに進んでいくのかっていうイメージの共有をした方がいいかなと思ってですね。それ、今じゃなくてでいいですけど。

○内藤総務局長

これでやっと事実関係の整理の確認が終わるので、それから報告書をどうやってまとめていくかっていうのを実際やっていかなきゃいけない。

○清水総務局参事

ただまだ、あのさっき配らせていただいたやつの中では、一応次回は廃棄物のやつをやって、そのあと、ポイントの整理とかかっていうところをまずやっていかなきゃいけないかなと思うので。

○内藤総務局長

まだ論点のね。

○片山廃棄物リサイクル課長

ええ。

○清水総務局参事

なので、後は聴き取り調査をやる形になろうかと思うんですけど、その、どういう内容を聞くかとかかっていうところも検証委員会として、精査した上で多分、聴き取り調査をするという形にしていかないといけないと思うんで。9月議会前までは、とりあえずそんな感じかなと思ってはいるんですが。

○大川井森林保全課長

法令所管課の作業として、僕らが作ったペーパーをね、直したりだとか、もう片方では聴き取り調査の内容のことだとか、順番というか。

○清水総務局参事

あのペーパー自体はもう今はまだ横並びで合わせられていないので、その横並びの合わせ方とかっていうのもちょっと決めていかなきゃいけないと思うので。なので、そこは、そうですね。なので、近いうちには、ちょっと話をしないとイケないかなって。

○内藤総務局長

とりあえずまず、事実確認の所で意見としてこうしたらどうだみたいなのが出てきたと思うんですけど、そういうところはもうどんどん検討していただいて修正をかけていくとか。あとは、特にまとめの所もですね、もう少し何か打ち出せるようなことがあったらそういうことも書いていきたいですし、それを検討していただければいいのかなと、今の段階ではですね。最終的には報告書にしっかりそういう方向性を出せるようにしていきたい。まだでもそこまで至っていないので。はい。とりあえずはこの前指摘があった所を直したりとかですね、そういう作業についても始めてくださればありがたいなと。

○清水総務局参事

そうですね、多分。入れる事実関係とかも、また多分これも入れた方がいいんじゃないかっていうのも、また出てくるかもしれないですし。1回どこかではやらなきゃいけないんですけど横並びでやるだけ。

○内藤総務局長

あと、横並びとかいろいろな表現とか合わせるとかね、そういうところは、こちらの経営管理部の方で案を出させてもらって、見ていただくということになるかと思います。

○望月盛土対策課長

時系列のやつって作ってましたっけね。

○清水総務局参事

あの横並びのですか。そう。あれをいただかないといけなくて。確か砂防課さんと。でも、ちょっとごめんなさい、全部出揃ってなかったような気がするの。

○片山廃棄物リサイクル課長

あのエクセルシートの。出してないな。

○清水総務局参事

そうです。できあがってるんですかね。

○片山廃棄物リサイクル課長

ありました。またそっちの表現と、また微妙に違うんだよね。

○清水総務局参事

表現はというか、エクセルシートは別についていうかあんまり紙ベース化するあれはなくて、横並びでちょっと並べてみてどうだっというところのあれに使えればなと思ってるので。これ、事実関係が分かるようになってればいいかなとは思いますが。

○内藤総務局長

それでは、そのほか何かありますでしょうか。皆さんの方から。
よろしいですか。いいですか。

○清水総務局参事

いいですね。

○内藤総務局長

それでは本日の会議はこれで終了します。
ありがとうございました。